

午前10時1分 開議

議長（嶋本五男君） ただいまから平成11年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番 南 良徳君、12番 真砂 満君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、付託議案第14号 平成10年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第19、付託議案第31号 平成10年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてまでの以上18件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成10年度泉南市各会計決算認定18件に関し、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長角谷英男君。

決算審査特別委員長（角谷英男君） おはようございます。平成10年度決算審査特別委員会委員長報告を行います。

議長から御指名を受けましたので、これより9月の定例会において本決算審査特別委員会に付託を受けました平成10年度泉南市一般会計決算を初めとする各会計決算の合計18件につきまして、その審査の経過概要と結果の御報告を申し上げます。

なお、委員会における議決の結果につきましては、お手元に御配付申し上げます審査結果報告書のとおりでありますので、御参照願います。

また、質疑の細かい部分なり、別冊の主要施策等の成果説明書で説明が付されている部分についての質疑は、本報告から省略させていただいておりますので、御了承下さい。

本特別委員会は、去る10月28日から11月2日まで、そのうちの4日間、委員及び市理事者の出席のもと、各会計決算各般にわたり各委員より熱心なる質疑、意見を交え、慎重なる審査を行いました。

それでは、まず一般会計分の歳入から審査の概

要を申し上げます。

現下、行財政改革が叫ばれその実施が行われている中で、特にその財源の確保の一環となる市税の徴収率について示せとの問いに、市税の徴収率については82.4%、関空関係分を除く徴収率については76.43%であるとのことでした。

また、市税全体の徴収未済額が非常に多くなっているが、この内容について示せとの問いに、市税全体として21億円強の収入未済額があり、その内訳としては、5万円未満が1万3,069件、5万円以上10万円未満が2,132件、10万円以上30万円未満が1,714件、30万円以上50万円未満が373件、50万円以上100万円未満が370件、100万円以上500万円未満が299件、500万円以上1,000万円未満が38件、1,000万円以上が15件であり、この滞納額が徴収率の低さの原因になっていると考えているとのことでした。

これに対し、市税全体の収入未済額のうち、どの程度滞納処分を行っているのかとの問いに、不動産差し押さえ、債権差し押さえ等の滞納処分については2,671件、金額で5億3,536万円であり、残りの金額については、納税者に分納誓約をしてもらっているものや、また比較的新しく発生した滞納については、現在、滞納者と納税に向けて交渉中であり、滞納処分はまだ行っていないとのことでした。

さらに、本市の市税の徴収率は他市に比べて低いが、徴収率を向上させる方法として、従来の方法に加えさらなる方法を検討していないのかとの問いに、徴収方法については、従来の方法に加え、昨年からは2カ月に1度の土曜、日曜の臨戸徴収も始めており、また部長級以上で行っている夜間の臨戸徴収をさらに次長級までおろし徴収を強化しているところであり、さらにことし10月からは大阪府と合同で滞納についてのハード面の徴収及びソフト面の手続等の知識を得るための人材育成を行っているとのことでした。

次に、特別土地保有税について、収入未済額が非常に大きいように思われるが、これに対して何か手段を講じているのかとの問いに、現在、本市での特別土地保有税の滞納は市外の業者で17社

あり、そのうち、差し押さえ5社、分納誓約4社、未処分については8社あり、この未処分8社については比較的新しいものであるが、5年が経過すると時効となるため、何らかの法的措置を検討中であるとのことでした。

次に、軽自動車税について、収入未済額が現在課税分で589万4,690円、滞納繰越分で688万1,240円とかなりの額になっているが、これについて説明せよとの問いに、これについては、近年原付の乗り捨て、盗難が多く発生しており、これらの原付の所有者が市役所に廃車届を提出せずにそのまま放置するケースがあり、こういった原付が課税されることや、軽四輪車の車検のときに2年間の軽自動車税を一括して納める納税者が多いことが軽自動車税の収入未済額をふやす主な原因になっているとのことでした。

これに対し、軽自動車税の不納欠損額297万3,100円についてはどうかとの問いに、軽自動車の滞納者については、課税対象者として若年層が多く、また税に対する意識も低く、これらの滞納者に対して差し押さえをするのは難しく、必然的に不納欠損で落とすため、不納欠損額がふえているとのことでした。

次に、住宅使用料の収入未済額が868万7,326円と大きな額になっているが、この中味を明らかにせよとの問いに、この収入未済額の内訳については、現年度分で644万9,300円、過年度分で223万8,026円であり、滞納額がふえている理由としては、平成10年度に従来の制度から公営住宅法の新家賃制度に移行したことにより、かなりの住宅において家賃額が上がったということや、木造住宅3団地の供託されている分の家賃収入の未納が影響しているとのことでした。

ちなみに平成10年度の市営住宅の家賃の収納率は、現年度分で81.3%、過年度分で39.2%、全体で77.2%であるとのことでした。

次に、総務使用料のうち、庁舎等使用料について195万円の収入未済額があるが、これについて説明せよとの問いに、この195万円の収入未済額については全額が庁内食堂使用料の滞納額であり、これについては、平成11年12月末日までと平成12年3月末日までの2回に分けて全額

納入してもらえることになっているとのことでした。

次に、分担金及び負担金の中の児童福祉費負担金の中に838万3,350円の収入未済額があるが、この中味について示せとの問いに、これについては保育料の滞納分であり、過年度分で353万400円、平成10年度分で485万2,950円の滞納があるとのことでした。

さらに、これについては、将来的に徴収可能であるのか示せとの問いに、取り組みとしては、保護者の就労確認を行うとともに、その中で未納保育料の催促を行っているところであり、その後様子を見て保護者の個別訪問、呼び出しを行っていくことで保育料の滞納分の徴収に鋭意努力していきたいと考えているとのことでした。

ちなみに、平成7年度以降の保育料の滞納件数と滞納額については、平成7年度は24件で99万500円、平成8年度は23件で103万2,000円、平成9年度は32件で150万7,900円、平成10年度は、59件で485万2,950円であるとのことでした。

以上が歳入部門における質疑の主なるものでございます。

続いて、歳出部門について御報告申し上げます。まず、議会費について申し上げます。

そのうち、備品購入費の中の議会図書購入費について、議員活動を進めていく中であって、最新情報等あらゆる社会情勢を収集するためには、議会図書室での図書の充実が必要であると思慮するが、その点どのように考えているのかとの問いに、本件については、地方自治法にも議会図書室を設置しなければならないと明記されており、その重要性については十分認識しているところであり、さらに近年の情報のスピード化、制度化等々の状況の中であって、議員活動の一助としていただくための文献の整備が必要であるということも十分認識しており、現状として議会図書費については、ここ数年減額されることなく同額の予算を獲得しているが、厳しい財政状況の中にあるが、一定増額の要求をしていく考えであるとのことでした。

次に、総務費について申し上げます。

まず初めに、一般管理費の市交際費について、

平成9年度決算額426万円に対し、平成10年度決算額は269万円となっており、約157万円の差異があるが、その点どのような対策をとられたのかとの問いに、極力縮減をする必要があると考え、その精査を行ってきているものであり、その一例としては、慶弔関係において、葬儀への参列については従来通りであるが、市内在住の役職者や市の職員並びに職員の親族に対しての香典や祝い金については、すべて廃止した。また、弔電を弔慰文に改め、死亡届が出されたときに市民課の窓口において手渡しをするようにしたこと。寸志関係では、会費制の会議や会合等でやむを得ないものについては、一定支出をしているのが現状であるが、市が補助金を出している団体については、支出をしなかったことなどが主な理由であり、今後とも市交際費につきましては、可能な限り縮減に努めていく考えであるとのことでした。

次に、財政管理費の負担金補助及び交付金の中で、地方債研修会等負担金について、その内容を示せとの問いに、地方債研修会は毎年1回行われており、地方債全般についての1日研修で参加者が参加するための負担金であるとのことでした。

これに関連して、昨今、地方債の増加が財政悪化の大きな原因となっているが、平成11年6月に示された中期的財政展望には、平成9年度において公債費負担比率が警戒ラインである15%を突破しているが、一定、投資的経費すなわち事業費関係が今後どのような方向で推移するものかとの問いに、中期的財政展望についてはいろいろと議論のある中で、不鮮明な点も多々あるかと思うが、今後十分検討し、より精度の高いものに仕上げたいと考えており、また具体的な投資的事業の見通しについては、砂川樫井線、信達樽井線、砂川駅前再開発、仮称農業公園事業等の各事業計画の進捗ぐあいを十分見きわめつつ、ある程度進捗を調整しながら慎重に対応していく考えであるとのことでした。

次に、契約検査費関係の問題として、土木工事請負業者等にあつて、指名願の提出されている業者の実態調査は行っているのかとの問いに、契約検査課の職員体制の問題もあり、すべての点を全部チェックするのは時間的にも難しいというのが

現状であるが、一定市内業者に対し、来年度からの工事請負に参加の申請の要件を厳しくするという考えのもと、例えば技術者等の確認に関する提出書類を義務づけや直接職員が現場に出向き技術者の存在を確認する等々、チェックを厳格に行い、このことにより一定の是正はされていくものと考えているとのことでした。

次に、地域振興券交付事業費について、この事業の効果について示されたいとの問いに、地域振興券の換金率は10月12日現在で約98.2%で、換金期限は12月末日となっており、業者数では900以上の登録業者のうち、量販店等と一般小売店との割合は、8月末現在で量販店等7社で54%、一般小売店舗で46%の換金があり、結果的には、地元小売店と商工会並びに商店街連合会の努力があったものと思慮しており、経済効果としては、相応の効果があったものと考えているとのことでした。

次に、同和対策費の実態調査委託料について、その中身を示せとの問いに、これについては中央調査社に委託をしたものであり、調査の目的については、地域に居住する住民の生活実態を合法的に把握をすることにより、同和問題解決のための行政のあり方を検討するための基礎資料を得るためのものであり、実施方法については、調査項目、調査内容の検討並びに調査結果の分析等、専門知識が必要なことから、学識経験者や大学の先生方で構成する委員会を設置し、平成11年1月25日から2月12日まで、約800世帯を対象に世帯の状況、生活環境、健康福祉、経済状況、教育養育、就労、事業経費、婚姻状況、被差別体験等の9項目について調査を行ったとのことでした。

続いて、民生費について申し上げます。

このうち、まず初めに、来年度からは介護保険制度が開始されることになるが、介護保険制度にかかわる問題として、老人福祉費の中の委託料で介護保険事業計画策定業務委託料とあるが、その内容を示せとの問いに、これについては、介護保険事業計画を策定していく上において、昨年、高齢者を対象にアンケート調査を実施し、その回答の中で、訪問介護を必要とする回数は週当たり1,497回、年間では6万6,000回程度となって

おり、また事業者に対してもことしの7月にアンケート調査を実施したところ、訪問介護を派遣できる回数は、週当たり1,380回という回答になっており、需要に対する供給率は92.2%になるという結果が出ているとのことでした。

これに対し、一般ホームヘルパーと登録ホームヘルパーのサービス量を合算した回数は、昨年1年間に9,900回程度と聞いているが、介護保険の事業計画の策定に当たってのサービスの需要量は年間6万6,000回程度であり、昨年の実績の7倍程度に増加することになるが、これは余りにも膨大な回数を見込むことになり、もっと実態に見合った数値を出すべきであると思われるが、その点どのように考えているのかとの問いに、事業計画の策定に当たっては、当然正確な数値を把握しなければならないが、実際どれくらいの方が申請し、どれくらいの方が要援護者として認定されるのか不確定であり、今後毎月どれくらい申請が出てくるかを確実に把握した上で正確な数値の把握に努めてまいりたいと考えているとのことでした。

これに対し、本市においては、平成10年度については本来十分な体制で臨むべきものであったが、担当課が2人の体制であったため、十分な実態調査ができていないのが現状であるとのことでした。

これを受けて、近隣の岸和田市の策定委員会においては、モデル事業が始まる前の平成10年8月21日に第1回目の策定委員会を開催し、その中で実態調査の内容を示し、その分析を行い、実態の数値に見合うような数値を出しており、また埼玉県所沢市では、実態調査に見合うような数値を出しているため、平成11年度の予算実績と平成12年度との関係の中で、どちらが持ち出しになるのか検討し、実際には平成11年度の方が持ち出しになり、約1億5,000万円の減額になるため、この1億5,000万円を介護保険の横出しや上乘せとして、つまり老人福祉全般の施策として自立支援を行ったり、減免規定を設けたりして対応するという事も聞いており、これらに比べると本市はかなりのおくれをとっており、実態調査に至っては、現在まだ明らかでないという現状

で、早急に実態に見合うような数値を出して、その財源を確保すべく、早急に明らかにすべきであるという強い意見がありました。

次に、デイサービス運営事業委託料について、その内容を示せとの問いに、これについては社会福祉法人せんわと亀寿の森の2カ所にデイサービスの運営を委託しており、社会福祉法人せんわの登録者数は42名で、平成10年度の利用延べ回数は962回、また亀寿の森の登録者数は47名で、平成10年度の利用延べ回数は690回であり、その個人負担については、1回につき食事代500円と入浴代500円の合計1,000円の負担をお願いしているとのことでした。

次に、敬老祝金2,918万1,000円とあるが、その内訳を示せとの問いに、この内訳については、75歳以上80歳未満のお年寄り1,311人に対し、1人当たり7,000円、80歳以上88歳未満のお年寄り1,172人に対し、1人当たり1万2,000円、88歳以上のお年寄り330人に対し、1人当たり1万8,000円の支給を行ったとのことでした。

次に、総合福祉センター費の中の委託料のうち、デイサービス事業委託料及び給食調理委託料について、その内容を示せとの問いに、デイサービス事業委託料については、大阪府社会福祉事業団に加入し、障害者のデイサービスを1日5名、老人のデイサービスを1日15名、合計20名のデイサービス事業を委託しているものであり、また給食調理委託料については、そのデイサービスを受けている20名の方々の給食をつくる作業を委託しているものであるとのことでした。

次に、同じく総合福祉センター費の中の委託料のうち、作業療法士派遣委託料について、その内容を説明せよとの問いに、これについては障害者の方々を対象として、作業によって機能回復を図ることを目的として実施しており、ボバズ記念病院と竜華福祉会の作業療法士の方々に週1回ずつ来ていただき、指導してもらっているとのことでした。

続いて、衛生費について申し上げます。

まず、火葬場問題について、現在本市では樽井と西信達の2カ所に火葬場を開設しているが、両

火葬場とも開設後かなりの年数が経過しており老朽化が著しいと思われるが、火葬場の将来展望について、今後行政としてはどのように対応していくのかとの問いに、指摘のとおり樽井火葬場については開設後約27年、西信達火葬場については開設後約44年経過しており、どちらの火葬場についても老朽化が著しく、利用者及び周辺住民の方々には不快感を与えていると認識しており、このような観点から、本市としては墓地公園整備の基本的な考え方を示し、現在事務作業に入っているところであり、今後精力的にこの構想の実現に向け、全力を尽くしていく考えであるとのことでした。

これに対し、墓地公園の整備について、具体的にどのような展望を持っているのかとの問いに、これについては地元地域の方々の同意が必要であり、我々としては各地域の方々に先進地の視察等を行っていただき、同意をいただけるよう全力を尽くしているところであり、できれば今年度中には地元の方々の同意を得られるよう努力していく考えであり、仮に今年度中にも地元の方々の同意が得られれば、約5年後ぐらいには完成できるものと考えているとのことでした。

次に、塵芥処理費の中の報償費で再生資源集団回収奨励金とあるが、この内容について示せとの問いに、これについては市内の各子供会、PTA等の56団体に段ボール等の再生資源を回収してもらい、それに対し1キログラム当たり4円の奨励金を支払っているものであり、ちなみに平成10年度は1,091トンの回収をしてもらっているとのことでした。

次に、塵芥処理費の中の負担金補助及び交付金に大阪府廃棄物減量化リサイクル推進会議負担金とあるが、この推進会議の構成及び目的について示せとの問いに、これについては、大阪府、府下市町村、府下清掃事務組合、住民団体、学識経験者等によって構成されており、その目的としては、廃棄物の量の増大と質の多様化に伴う廃棄物の減量化推進であるとのことでした。

次に、大阪府魚腸骨処理対策協議会負担金について、この負担金の内容及び必要性を示せとの問いに、まずその内容については、大阪府下の市場

や魚屋等から排出される魚腸骨については、処理工場により処理されているが、長引く景気の低迷に伴い処理工場の経営状況が悪化し、事業継続が難しくなれば、今後魚腸骨を各市町村が一般廃棄物として処理しなければならなくなるので、その対策として処理工場の事業安定を目的として拠出しているものであり、またその必要性については、魚腸骨は腐敗性が高く悪臭が非常に強いいため、毎日の収集及び即時処理が必要であり、本市でその作業を行うことは困難であるため、その処理を代行してもらっているとのことでした。

次に、し尿処理費の中の委託料のうち、し尿くみ取り手数料徴収委託料の中味について示せとの問いに、平成10年度のくみ取り券の販売総額は9,612万8,750円であり、そのうち、環境整備課で販売した金額は1,477万7,370円となり、残りの8,135万1,380円については、区長等に販売委託した部分のものであるとのことでした。

次に、し尿処理費の中の負担金補助及び交付金にし尿くみ取り料補助金814万9,596円とあるが、その内容を示せとの問いに、これについては、し尿くみ取り料のうち、市は1人当たり40円の補助を行っており、平成10年度は19万4,038名分の補助を行ったため、1人当たりの補助金額40円に補助人数19万4,038名を乗じ、それに消費税を加算したものであるとのことでした。

次に、自主環境整備補助金558万円について、その内訳を示せとの問いに、この内訳については、下村区に102万円、大苗代区に156万円、榎井西町会に300万円の補助金を交付しているとのことでした。

これに対し、本市の下水道整備については逐次整備がされている中であって、市としては、この3地区に対し永久的に補助金を支払っていくのかとの問いに、これについては、昭和54年度に今のし尿処理場いわゆる双子川浄苑の増設工事が行われた際に地元3地区と協議を行い、建設に同意する条件として協定書を交わしているが、この協定書については5年に1回見直しをすることになっており、更新時において地元3地区と今後のこ

とについて一定協議をしていく考えであるとのことでした。

次に、環境整備対策費の委託料のうち、除草作業委託料について、その内容と委託先を示せとの問いに、これについては、市有地、道路、水路等の公有地の除草及び泉南市のあき地の適正管理に関する条例に基づいて市が行う除草等であり、平成10年度の実績としては34件の除草作業の委託を行ったところであり、ちなみに委託先については、泉南市シルバー人材センターであるとのことでした。

続いて、農林水産、商工、土木費について申し上げます。

このうち、まず仮称農業公園整備事業費の委託料で、泉南南部地区(10)工区工事委託料とあるが、この内容を示せとの問いに、農業公園の整備事業については平成6年度より実施している事業であり、平成10年度末における支出済みベースでの進捗率は、工事費では約31%、用地買収分が23%であり、事業全体では約27%の進捗率になっており、平成10年度は平成9年に引き続き農業公園の造成工事、公園用地の買収、一部土地開発公社からの買い戻しといった形で事業を実施しているところであり、委託先については、事業の円滑な実施並びに経費の節減という観点から、隣接で農地造成工事を実施している大阪府農とみどり環境の整備公社であり、委託内容については、主に土地造成と既に完成している調整池の上流部分の土どめ工事等であり、また委託料の中の繰越明許費については、公園施設の実設計とすることで、広場、水路、花壇、駐車場といったものを繰り越して本年度実施したものであるとのことでした。

さらに、仮称農業公園整備事業にかかって、利用アクセス並びに花卉組合の入植見込みはどのような問いに、利用アクセスについては、公園の運営は四季を通じて入園者の確保を図る事が重要であると考えの中であって、今後は施設整備と並行して、何が本市の農業公園に適しているのかということを検討していく考えであるとのことでした。

また、入植については、農地開発エリアということで大阪府農とみどり環境の整備公社が主体と

なって調整をしており、泉南市としても可能な限りの支援をしていく考えであるが、現実の課題として、農地の分譲単価、農家の資金調達の問題等々、種々の問題があり、市としても安く分譲していただけるように、公社の方に協力をお願いしていく考えであるとのことでした。

次に、農業総務費の負担金補助及び交付金でため池防災テレメーター負担金とあるが、その内容を示せとの問いに、ため池防災テレメーターについては、ため池の決壊等を未然に防ぐための維持管理システムであり、伝達経路としては、大阪府の電算室より市の方に情報として入ってくれば、電話連絡により各水利組合に情報を提供することになっているとのことでした。ちなみに、市内の設置箇所については、海営宮池、新家大池、タブサ池、狐池、入野池、昭和池、堀河ダムの7カ所であるとのことでした。

次に、林業費及び水産業費全般の問題として、市として林業、漁業に対して具体的な振興策を持っているのか示せとの問いに、林業、漁業の振興策については、確かに農林水産業費の予算規模から見れば、ウエートの低いというのが現状であり、具体的な振興策ということになるとないといえぬのが現状であり、農業についてはきめ細かい補助事業はあるが、林業、漁業についてのソフト面での補助事業については実施していないのが現状であるが、今後は従事している方々の意見を組み入れた上で、さまざまな施策に取り組んでいなければならないと考えているとのことでした。

次に、産業振興センター機能研究調査委託料について、内容及び今後の方向を示せとの問いに、産業振興センターについては、平成3年度より整備のための調査検討を行っているところであり、平成10年度では、平成9年度の検討内容を踏まえ事業の第1ステップにおける施設の概略整備計画、また施設の構成と活動イメージの具体化の検討を行ったところであり、りんくうタウンのD-2ブロックの南端で敷地面積としては約1万5,000平方メートルを予定しており、この事業については、企業の立地状況や町としての成熟化の進展に合わせた周辺状況の変化にも的確に対応して

いくことが重要であると考えており、今後は市の財政状況等を勘案した上で、段階的な事業の推進に向けて頑張っていく考えであるとのことでした。ちなみに概略ではありますが、事業費については約6億程度と試算しているとのことでした。

これに対し、事業費が約6億程度とのことであるが、これまでの商工会等との協議の経過があるにしても、一定施設については中途半端なものになるのではないのか懸念するとの意見がありました。

次に、商工費の負担金補助及び交付金で、労働教育等振興対策補助金、事業所同和問題研修補助金、中小企業退職金共済掛金補助金、阪南自治体労働行政協議会負担金とあるが、それぞれの補助金の内容を示せとの問いに、労働教育等振興対策補助金については、労働者の地位向上のため、連合大阪・大阪南地区協議会泉南地区協議会並びに泉南市労働組合総連合の2つの労働団体に対し助成しているものであり、事業所同和問題研修補助金については、同和問題の早期解決と就職の機会均等を図るため、事業所同和問題連絡会の研修等の活動に対して行っている助成であり、中小企業退職金共済掛金補助事業については、国の制度である中小企業退職金共済制度に契約している中小企業者に対し、掛金の一部を助成しているものであり、阪南自治体労働行政協議会負担金については、高石市以南の8市4町の協議会であり、労働行政の充実を図るため、研修、情報交換を行うとともに、阪南地域における勤労者の社会的地位の向上を図ることを目的に、同協議会に負担金を拠出しているものであるとのことでした。

次に、商工費全般の問題として、本市の中小企業の経営環境は依然として厳しい状況であるが、市行政として一定、抜本的な考え方があれば示せとの問いに、御指摘の点については十分認識しているところであり、市行政としても中小企業が安定した経営が継続してできるよう、今年度から新たな施策として、小企業等経営改善資金について利子補給をすることになっており、今後は商工会とも十分話し合いをしつつ、市の体力に見合った施策を行っていく考えであるとのことでした。

次に、道路維持費の工事請負費で新家サングリ

ーン歩道改修工事とあるが、その内容を示せとの問いに、これについては、サングリーン内の中央を走っている市道の街路樹の植えかえであり、この団地については、まち開きしてから相当経過しており、当時植えられた街路樹のナンキンハゼの根っこの隆起が激しく、歩道が曲がったり、埋設管を壊したり等々問題が起こっており、地元自治会との話し合いの結果、数年前より継続的にハナミズキに植えかえをしているとのことでした。

次に、同じく道路維持費の委託料で測量設計委託料及び測量・丈量図作成委託料とあるが、この2つの委託料については、泉南市全体の細かい部分も含めてのものなのか、どこか1カ所の分なのか示せとの問いに、これについては、主に大別すると測量設計委託料ということで2カ所、それから、測量・丈量図作成委託料ということで4カ所であるとのことでした。

これに対し、道路の改修については、生活道路中心に改修をされることを望むとの意見がありました。

次に、都市計画調査費の委託料で市街化区域及び市街化調整区域見直し検討調査委託料とあるが、一定このような調査については委託という形をとるのではなく、担当課の方で行ってはどうか、考え方を示せとの問いに、この調査委託の内容については、平成9年度から全国一斉に行われているものであり、本市においては前回の見直し以降、社会状況の変化等を踏まえ、平成9年度から市街化区域への編入を検討すべき地区を抽出し、土地の利用状況、道路、農用地の指定等、法規制による土地利用の契約状況等について、現況の調査を行っており、平成10年度においては、平成9年度の調査検討の結果を踏まえ、具体的な場所について、市街化区域への編入の是非及び良好な市街地を形成するための手法等について、調査検討を行っているものであり、委託という形をとった理由としては、法的に定められている都市計画決定に必要である法的な図書を作成する関係上、委託しているとのことでした。また、委託するか、しないかの判断については、事務内容、職員体制、技術のノウハウ等を勘案した上で決定しているところであり、現状として事業部関係については、

技術力が伴う関係上、委託という形をとる率が高いのが現状であるとのことでした。

次に、同じく都市計画調査費の委託料で仮称牧野公園用地測量業務委託料及び仮称牧野公園都市計画変更図書作成委託料について、それぞれの内容を示せとの問いに、仮称牧野公園用地測量業務委託料については、仮称牧野公園の都市計画決定を行うに当たり、計画区域を明確にする必要から、計画地を測量し、必要な文書の作成を行ったものであり、また仮称牧野公園都市計画変更図書作成委託料については、泉南市の都市公園の中に仮称牧野公園を追加し、全体としての都市計画公園を変更するために必要な図書を作成したものであるとのことでした。

これに対し、この公園計画については急に計画が降ってわいたものであり、昨今の公共工事の見直しを進めている中であって、どの事業を優先してするのか、明確な意思表示が必要であると思うが、その点どのように考えているのかとの問いに、仮称牧野公園については突然降ってわいたものではなく、平成7年に基礎計画ということで予算を計上しており、牧野地域については、実際公園として存在しているのは十二本松逢拝所を仮に公園として併用しているだけであり、以前より、牧野地域に公園が必要であるということであるという検討していた中で、平成10年に新しく国の補助制度で公園の用地に対しても補助がつく緊急のグリーンオアシス緊急整備事業という平成10年度、平成11年度、平成12年度限りの補助事業が上がり、これに乗らなければ公園の用地が整備できないということで、急遽平成10年度に都市計画決定をすべく予算を補正したものであり、平成11年度においては都市計画決定を行う予定になっているとのことでした。

あわせて、予定している仮称牧野公園の予定地の近くには幼稚園、保育所がある関係上、ぜひとも防災面での公園という形で整備を優先したい考えであるとのことでした。

次に、市内を流れる河川のあり方として、昨今全国的な動きとして、河川の改修についてはコンクリートで河川を固めるのではなく、石を積んで従来の自然の形態を残す多自然型工法を用いて

行っていると聞かすが、その点行政としてはどのように考えているのかとの問いに、これについては、泉南市内には屯道川、紺屋川、大里川といわれる普通河川と、大阪府が管理している二級河川の榎井川、金熊寺川、男里川等々があり、そのうち、多自然型工法への取り組みとしては、大阪府が管理している二級河川の金熊寺川において、滑瀬橋から国道26号線の下流までを多自然型工法で現在施工中であるが、何分、多自然型工法については緩やかな護岸をつくる関係上、用地が広く必要であり、本市が管理している普通河川については、金熊寺川と同じような多自然型工法については無理であると考えているとのことでした。

次に、同和対策事業の一環として市営住宅の老人向け住宅を建設されたが、いまだ入居者がなく空き家になっている部屋があると聞き及ぶが、一定同和地区以外の方にも入居要件の枠を広げてはどうか見解を示せとの問いに、老人向け住宅の募集の関係で、同和地区以外の方にも入居要件の枠を広げてはどうかとのことであるが、この老人向け住宅については、事業の趣旨からして、当分の間は現行の形でいきたいと考えているところであるが、一定平成14年を目途に整理する必要はあると考えているとのことでした。

この答弁を聞くに当たり、この事業については政策上失敗であり、反省すべきであるとの意見がありました。

次に、消防費について申し上げます。

まず、救急救命士が乗務している高規格救急車での搬送先はすべて救急救命センターであるのかとの問いに、昨年、一年間に134人の方を救急救命センター並びに一般病院へ搬送しているところであり、救急救命士が患者の状態を見て、搬送先の病院を決定しているのが現状であるが、仮に一般病院に搬送した場合に、その病院の医師が患者を診察して処置できないと判断すれば、医師の指示により救急救命センターへ搬送しているとのことでした。なお、泉南市から泉州救急救命センターまでの搬送時間については約10分であり、一定重症の患者については救急救命センターへ搬送するのが常識となっているとのことでした。ちなみに、主な病名としては脳梗塞、心臓疾患等



あり、搬送に当たっては、救急救命士が医師と連絡を取り合っ、医師の指示により点滴等の処置を行うことが年に一、二回あるとのことでした。

次に、消防職員と消防団員はそれぞれ何名いるのか、また消火作業の中で仮に殉職等の事故が発生したときには補償制度が整備されているのかとの問いに、10月1日現在で消防職員数は、男性70名、女性1名、合計71名であり、消防団員数については、男性153名、女性19名で合計172名で活動しており、補償制度については、泉南市消防団員等公務災害補償条例で消防職員と同じ待遇となっており、その公務災害補償金の算出基準としては、階級及び勤務年数により、ランクづけした基礎額が条例で定められており、それをもとに算定するとのことでした。

次に、市内の各消防団の分団車庫については十分整備されているのかとの問いに、新家分団、西信達分団、樽井分団、鳴滝分団、信達分団と5分団ある中で、昭和63年から順次整備を行っているが、一番古い鳴滝分団車庫は、昭和47年に建設されたもので老朽化が進む中、また手狭となった鳴滝分団車庫周辺の住民からは、建てかえの際には移転してほしいとの要望があり、現在移転場所を検討中であり、平成14年を目途として財政当局に要望していきたいとのことでした。また、その意を受けて、鳴滝分団車庫の移転及び新築について、財政当局の考え方はどうかとの問いに、これについては、鳴滝分団車庫の移転先等の条件が整った時点で協議をしていく考えであるとのことでした。

次に、教育費について申し上げます。

まず、大阪府の教育改革プログラムの中で示されている小・中学校の統廃合問題について、泉南市としての考え方はどうかとの問いに、大阪府では、小学校1学年2クラス、中学校では2つの小学校が集まって1学年4クラスが適切ではないかという案が出されており、泉南市においては、このことに関係する市内の小学校11校の中で、雄信小学校、東小学校、鳴滝第1小学校の3校が該当し、またボーダーライン上にある新家東小学校、新家小学校、鳴滝第2小学校の3校は、全学年2クラスということではなくて、一部の学年が1ク

ラスしかないという学校であり、また中学校は、4校中、西信達中学校の1校がボーダーライン上にある。

以上が大阪府教育委員会が出した適切規模といわれるものであるが、このプログラムを受けて、教育委員会としては、小・中学校の統廃合問題は検討していく課題ではあるが、当座の間は現況のまままで運営していきたいと考えているとのことでした。

また、統廃合問題の質疑の中にあつて、昭和31年の6カ町村合併時において、合併の条件として西信達地区に中学校を建設するとの約束事があったもので、時代が変わろうとも、統廃合の対象になることには納得できないとの意見がありました。

次に、幼稚園の統廃合問題についての考え方を示せとの問いに、現在、泉南市には9園の幼稚園があり、各幼稚園の園児数については、平成10年5月1日現在で、信達幼稚園140名、樽井幼稚園116名、西信達幼稚園55名、雄信達幼稚園32名、鳴滝幼稚園25名、新家幼稚園33名、一丘幼稚園135名、新家南幼稚園18名であり、最近の傾向である少子化対策としての子育て支援センター的な役割もあり、地域に根を張ったものになっていると思っており、過日の教育委員会定例会において教育委員会審議会というような諮問機関を設置し、そこで統廃合問題について検討していく考えであるとのことでした。

しかし、この答弁を聞くに当たり、統廃合問題については、財政的な問題もあり、これからの時代、教育といえども経営的な感覚を取り入れて行くべきではないのかとの厳しい意見がありました。

次に、小学校費を初め中学校費までの需用費の中の消耗品費について、平成6年度と比較すれば約30%の減額となっており、教育現場からは悲鳴の声が聞こえる中であつて、今後の対応並びに方向づけを示せとの問いに、需用費については、ここ数年来、毎年一律10%カットということで、教育現場の先生や生徒の皆さんには大変苦勞をかけていることについては認識しているところであるが、一定来年度の予算要求時に、教育関係の需用費については重点的に予算要求をしていきたい

と考えているとのことでした。

次に、学校施設整備全般にかかわる問題として、今後の老朽校舎改修の見通しについて示せとの問いに、現在改修については、市の財政状況を考慮すれば大規模改修ができないという現状であり、その中で平成11年度補正予算における1,400万円では、改修の要望項目301のうち20項目程度であると考えており、改修の費用としては、1カ所平均500万円程度かかると推定すれば、24校園で1億2,000万円程度必要と考えているとのことでした。また、学校施設における空調設備については、せめて保健室にはクーラーを設置するよう予算要求してまいりたいとのことでした。

なお、学校施設等については、災害時の避難場所に当たるので、各教育施設に対する耐震補強改修について、教育委員会としては順次やっていきたいという考え方は持っているとのことでした。

さらに、このことについて、教育現場の声を反映して教育委員会より予算要求があれば、財政難の中ではあるが、財政当局としてはどのように対応されるのかとの問いに、今日の市の財政状況は、教育委員会といえども例外ではなく、厳しいことは同じであります。議会等の要望により平成11年度補正も含めて、施設整備等については対処してきたところであり、今後とも厳しい財政状況が続くものと予想され、教育委員会としてもそういう事情を踏まえた上で、緊急的なものから優先順位をつけ要望をいただき、その上で十分協議をした中で、必要なものは必要なものとして、めり張りのある対応をしていきたいとのことでした。

次に、同和教育費の報償費で講師謝礼とあるが、新転任者研修事業に特定運動団体の書記長が講師に参画されているが、講師選定についての考え方を示せとの問いに、まず研修内容がどうであるのか、並びに教育基本法と関係法令等を踏まえた講師の選定が必要であろうかと考えており、また同時に、人権問題を学習し、研修していくのに配慮すべき事項があり、やはり当事者の目線から問題のありようを見るとということも必要と考えているとのことであり、そういった点も踏まえて昨年度実施したもので、今後は行政として主体性を持っ

た対応をしてまいりたいとのことでした。

次に、指導費の中で登校拒否問題対策事業、心の教室相談、スクールカウンセラーについての今後の方針及び教育効果を示せとの問いに、小・中学校におけるいろいろな問題行動に対して、カウンセリングを中心としてそれに対応する制度であり、その目的は児童・生徒へのカウンセリングのみならず、教職員や保護者に対してもどのように対応したらよいのか助言等も行い、また児童・生徒のカウンセリングに関する情報や収集の機能を果たしており、効果については、例えば中学校の保護者から教育委員会に直接電話があり、子供のことでスクールカウンセラーがいろいろな面で相談に乗っていただき、また保護者に対してもいろいろな講演をしてきているのでありがたいとの事例もあり、この制度は続けてほしいとの話もあり、目には見えにくいものではあるが、効果が上がっているものと把握しているとのことでした。

また、指導費のうち、使用料及び賃借料の中で障害児通学送迎タクシー借上料とあるが、タクシーでなければいけないのかとの問いに、現在泉南中学校に通学している生徒で足が不自由な生徒があり、通学にタクシーを使用していることに対する借上料であり、その借上げ理由としては、登下校時に際しての交通事故対策の面で有効であるとのことでした。

次に、公債費について申し上げます。

まず、平成10年度の公債費比率については15.5%ということで、ボーダーラインである15%を超えており、今後そのピークについては平成13年、14年と予想される中であって、今後まだ信達樽井線、砂川榎井線、砂川駅前整備、仮称牧野公園整備事業、さらには教育施設の大規模改修も年次的に取り組むということであるが、今後、公債費のあり方についてはどのように考えているのかとの問いに、確かに公債費比率についてはボーダーライン15%を超えており、今後、平成13年度、14年度が公債費比率が一番のピークになると予想されるが、それ以降は下降してくると考えているとのことであり、今後は長期的な計画を持って、各原課とも十分協議しながら、事業の重点度、進捗状況を勘案した中で、事業を

進めていく考えであるとのことでした。

ちなみに、推計ではあるが、公債費比率については、平成12年度以降、起債を7億円ベースで発行していった場合には、平成14年度に17.1%となり、一番高くなると想定するのは平成13年度で19.0%と推計しているところであり、その後、平成15、平成16年とかなり減少傾向となると見込んでおり、トータルベースでこの程度の起債発行であれば何とか事業がやっていけるのではないかと考えているとのことでした。

その質疑の中にあつて、起債発行額7億円での推計とのことであるが、いずれ公債費が急騰し、その負担が市民にそのしわ寄せが行くということは避けなければならないと思慮するが、そのためにも大型公共事業の進捗等について、今後どのように考えているかとの問いに、公共事業については、今後最低限やらなければならない事業を精査するとともに、事業の進捗については、毎年度の予算規模の中で判断をして行っていく考えであるとのことでした。

以上申し上げた点が、一般会計歳入歳出の主な審査の内容であります。

引き続きまして、樽井地区財産区会計から水道事業会計までの各財産区会計及び特別会計17件につきまして、順次審査に入りました。

この中では、樽井地区財産区会計、国民健康保険事業特別会計及び水道事業会計にあつては質疑はありましたが、他の会計につきましては全く質疑はありませんでした。

その中で、まず樽井地区財産区会計の質疑の中にあつて、その主なものについて申し上げます。

まず、財産収入について、予算額と調定額の差額の内容並びに雑入について、それぞれ内容を示せとの問いに、予算額より調定額の方が若干多くなっているのは、東洋クロス等に貸し付けしている土地貸付料を平成10年度において若干値上げしたことに伴い予算額より多くなったとのことであり、雑入については、樽井浜の財産区の土地の建物12戸と一部倉庫に貸している貸付料の収入であるとのことでした。

また、歳出については、役務費の中の不動産鑑定料、仲介手数料については、何を鑑定し、何の

手数料として支払ったのかとの問いに、事務費の不動産鑑定料については、現在、係争中の資料として必要な個所の不動産鑑定を行ったものであり、また仲介手数料については公有財産購入に係るものであり、財産区の土地の維持管理、または一体化利用を図る目的で泉南自動車教習所の中にある国有地を取得した中であつて、近畿財務局から事務委託を受けている業者に支払った仲介手数料であるとのことでした。

しかし、この答弁を聞くにあつて、国有地を財産区が取得したとのことであるが、一定財産区については消滅という本来の目的からいえば、財産区が財産を取得するという点については疑義が生じてくるが、その点どのように考えているのか示せとの問いに、今回の取得した土地については、財産区の土地の中に国有地が存在し、それを取得することにより維持管理の一体化が図れ、また土地の一体化利用ができるということで取得したとのことであり、今後はやはり合理的な制限を受けているので、その辺を慎重に考え事務を進めていきたいとのことでした。

また、今回の土地の取得により、一体的に整備するという観点から考えて、非常に有効なものになるのではないかと思慮するとの意見がありました。

さらに、今後の財産区財産のあり方として市としての見解を示せとの問いに、本市域内で法的に設置されているのは樽井財産区だけであり、その他の財産区については一定法的根拠はないが、過去からの経過がある中でみなし財産区という取り扱いをしており、今後も当分の間は現在の処理を続けていく考えであるとのことでした。

さらに、財産区としては、新たな事業展開、新たな事業を目的とした財産の取得はできないとのことであるが、現在樽井地区では斎場建設問題があると聞き及んでいるが、斎場建設については財産区の施設として建設できるのか。もし、それが事実とするならば、その施設を財産区管理センター的なものとして位置づけ、それを建設するのであれば、どういうフローでその作業が進められているのか、その経過を示されたいとの問いに、財産区においては、基本的に新たな土地、新

たな事業を伴う施設については難しいことであるとのことであり、ただため池の用水等の維持管理など比較的小規模な施設については可能だとのことでした。

また、財産区管理センター、斎場建設問題については、御指摘のとおり樽井地区において話があることは事実であり、樽井地区葬祭場建設検討委員会等において議論がなされ、その中で、この計画の基本的なものについては財産区より費用負担を願う旨の要望があり、それを受けて財産区管理会において協議の結果、その要望事項については、財産区より費用負担を行う旨の承認と、財産区会計から補助金交付という形で支出する旨の決定をしているとのことでした。

さらに、この場合に、補助金交付として財産区がその費用を支出するということであるが、そのための手続等は所定の手続にあった形で行うべきではないかとの質問があり、補助金交付のあり方については、財産区会計から樽井区で設置している葬祭場建設検討委員会へ補助金として交付することについては、市の補助金交付要綱なり、規則に基づいて行っているとのことでありました。しかし、この計画の基本計画の図面作成等における業者選定のあり方については、区なり検討委員会の意向があったにせよ、業者選定を急ぐ余りに、十分に検討委員会あるいは財産区管理会等との意思疎通を欠いた点については、不十分な部分があり反省しているとのことであり、今後かかることのないよう努めていきたいとのことでした。

以上が財産区会計における主な質疑の概要でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計では、この特別会計については非常に厳しい状況の中にあって、一般会計からの繰り入れという形での財政操作を考えているのかとの問いに、国保会計における一般会計からの繰り入れについては、財政運営上、法に基づく繰り入れ、赤字補てん等の繰り入れ、施策に伴う減免等の繰り入れがあるが、ルールに基づく繰り入れについては地方財政措置がなされるが、施策に伴う一般会計からの繰り入れについては多々難しい面もある関係上、できる範囲内で繰り入れを行っていく考えであるとのことでした。

さらに、昨今の不況により失業者もふえ、自営業、地場産業が非常に厳しい状況の中、国保会計にあっては、低所得層に過酷な税負担となり大変な状況と思うが、その点どのように考えているのかとの問いに、確かに国保会計にあっては、低所得者層には厳しい現状であるが、一定平成10年度において、その対策として2割減免の制度を新たに設け、若干負担が緩和されているとのことでした。

ちなみに、国保会計における今後の動向としては、来年4月から導入される介護保険も加味した上での減免制度を現在検討しているところであるとのことでした。

次に、水道事業会計について申し上げます。

そのうち、まず水道事業会計全般の問題として、減価償却費が人件費を上回っており、その減価償却費収益的支出に占める割合として、平成10年度で22.8%、対前年度比で1.3%アップし、支払利息と合わせると約35%を占めることになる中で、これから第7次拡張事業での膨大な設備投資を行うことにより、さらに支払利息、減価償却費が加算されてくると思慮するが、その点具体的に示されたいとの問いに、減価償却費の構成比については、第7次拡張事業実施に伴い、平成11年度で19.2%、16年度で20.6%程度と予測し、現在行っている第7次拡張事業を最優先に取り組んでいるが、多額の費用を必要とするために、それに伴い減価償却費等が増加してくるとのことであり、その中であって他の事業については、今後特に緊急性を要するものを除き、実施時期、実施方法等を精査し、事業展開を図っていく考えであるとのことでした。

ちなみに、第7次拡張事業に対する減価償却費の予定額については、平成12年度で約1,290万、平成13年度で1,950万、平成14年度で3,881万、平成15年度で4,140万、平成16年度以降については大体6,200万程度で推移していくとのことでした。また、企業債利息については、平成12年度で約720万、13年度で1,600万、14年度で3,000万、15年度で3,900万、16年度以降については大体5,300万程度で推移していくと考えているとのことでした。

した。

次に、第7次拡張事業については、膨大な費用を必要とし、またこの事業において新たに配水池を設けるとのことであるが、既設配水池等その経費等を考えると、この事業を見直し、精査すべきところがあると思慮するが、その軽減を図っていく具体的な方策を考えているのか示せとの問いに、第7次拡張事業については、当初から新家地区の六尾給水区域からの独立ということで事業計画を実施し、新家地区の将来的な展望に立ち、給水区域を独立させることにより給水の安定を図り、かつ災害に強い施設として新たに築造を予定する配水池についても、約2,000トンの貯水池を2基設置する計画であり、現在の場所では狭小だということで、第7次拡張事業の計画の予定で進めているとのことでした。

次に、水道料金について、大阪府営水の値上げに伴って本市の水道料金の値上げは考えているのか、それとも独自の対応を考えているのかとの問いに、水道料金の値上げについては、府営水道から受水している関係で、料金改定がされれば応分にその分がはね返ってくる状況であり、一定自己水も確保はしてはいるが、平成9年度において赤字が6,700万円程出ている関係上、今後水道事業会計の財政状況を見ながら慎重に対処していかなければならないと考えているとのことでした。

次に、配水管の布設状況について、前年対比では石綿管の布設がえが高いが、この石綿管に対する将来的な取り組みはどう考えているのか示されたいとの問いに、石綿管の布設がえについては、平成10年度において3,826メートルの改良整備を行い、今後引き続き石綿管の改良整備を積極的に行い、でき得る限り早期に改良事業ができるよう事業を進めていく考えであるとのことでした。

次に、府営水道と自己水の割合について、前年対比では自己水比率が減少しているが、将来的にはどのようになっていくのか示されたいとの問いに、将来的な府営水への依存については、本市の水源は府営水、地下水、河川水であり、平成10年度におけるその割合については府営水で62.53%、自己水で37.4%であり、自己水の深井戸の取水についても減少傾向にあるので、深井戸の

掘りかえということも自己水の確保の観点から今後検討もしていきたいとのことでした。また、給水人口に対する将来計画については、上水道の計画給水人口は6万5,900人で計画し、その給水量については、一日最大給水量は3万3,000立法メートルであるとのこと、将来の人口等の動向から現在第7次拡張事業計画を進めているところであるとのことでした。

次に、阪南7市で行っている福祉減免について、本市では今後弱者対策の一環として導入していく考えはあるのかとの問いに、福祉減免については、本市の場合、水道会計としては公営企業ということで一般会計の繰り入れとなる関係上、市の福祉担当者に申し入れを行っていく考えであるとのことでした。

かくして全会計に対する個々の審査を終了し、最後に市長の出席を求めて総括質問を行いました。

ここではまず、一般会計歳入面にあっては、毎年論議のある市税の徴収問題についてであります。各市町村においてそれぞれ固有の理由があると思慮するところであるが、本市と他市とを比較すると、例えば滞納繰越分の徴収率を例にとると、本市は16.19%、泉佐野市は16.16%、貝塚市は18.08%であるが、現年度課税分の徴収率を見ると、95%以下であるのは本市だけであり、なおかつ、空港関連税収を除くと76.43%という現状について市長としての考え方を示せとの問いに、税の徴収問題については私自身も危機感を持っており、本年10月から大阪府の職員の方に来ていただいて、差し押さえはもとより、今回初めて二十数件にわたる公売の事前予告をしたところであり、今後は電話債権の問題も含めて厳しく対応していく考えであり、ちなみに年末の12月1日からは特別徴収月間ということで、特別編成のチームも既に計画をしており、徴収率向上に向け全力で対応をしていく考えであるとのことでした。

次に、財政全般に係る問題として、国も含めて日本全国の市町村において、行政の執行責任者には、いろんなノウハウを駆使して行政運営を行っていくことが望まれているが、その点市長としてはどのように考えているのか、基本的な考え方を

示せとの問いに、財政問題については税収の問題に尽きると認識しており、我々の与えられた権利の中で、あらゆる手段を使って徴収率の向上に努めていく考えであり、また一方では、国・府の補助金あるいは有利な財源確保に向けて、さらなる努力をしていく考えであるとのことでした。

次に、歳出面での質問では、入札問題全般に係る問題として、先日、芦谷池改修工事にかかって談合情報が寄せられ、現在調査をしているとのことであるが、この件については詳細な調査を希望するとともに、平成10年度には談合疑惑が2件ということも含めて、正すべきところは正すべきであると思慮するが、市長としての基本的な考え方を示せとの問いに、入札問題については、現在公正入札検討委員会において検討しており、先般の談合問題については聞き取り調査をするるとともに、近々に検討委員会を開催する予定であり、また改革としまして、現在、事前公表も含めた検討をしているとのことでした。これに対し、入札については、制度のあり方自体を根本的に考え直すべきであるとの意見がありました。

次に、先般世間を騒がせた茨城県東海村での核燃料施設における臨海事故との兼ね合いで、東海村での臨海事故は10キロ圏内が屋内退避の目安となったことからして、本市より10キロ圏内にある熊取町には同様の施設が4カ所あるという現状の中で、貝塚市、泉佐野市では安全協定を結ぶ準備をしていると聞き及ぶが、市長としての考え方を示せとの問いに、原子力関係の安全問題については、先日起こった茨城県東海村での臨海事故を含めて担当課に対し対応を指示したところであり、今回の臨海事故については、10キロ圏内というのが一つの判断基準の目安と考えており、本市についても10キロ圏内に入っているということは紛れもない事実であり、本市としては、貝塚市、泉佐野市同様、企業に対し安全協定を結ぶように申し入れをしていく考えであるとのことでした。これに対し、原子炉問題については、一刻も早い対応を望むとの意見がありました。

次に、来年4月1日よりスタートすることになっている介護保険制度について、市長としての独自の考えがあれば示せとの問いに、介護保険制度

については、現在国の方でも新たな提案もあって困惑しているというのが現状であるが、ただ先般の近畿市長会でも介護保険の問題が議題に上り、政府に対し、緊急申し出ということで、財源そのものは国が責任を持って対応すべきであり、市町村に転嫁すべきでないという内容の申し出をしており、市長としても円滑な施行に向けて努力をしていく考えであるとのことでした。

次に、空港関連整備事業について、現在りんくうタウンにある臨海道路については対面1車線であるが、将来の交通容量等を考えれば対面2車線での開通が必要であると考えるが、その点市長としてどのように考えているのかとの問いに、関西国際空港の地域整備に関連したりんくうタウンの対面2車線化については、平成12年の夏ごろには対面2車線での開通ができる見通しであると聞いているとのことでした。

また、関連事項として、本会議でもいろいろと議論されている南ルートの問題についてはどのように考えているのか、市長としての考え方を示せとの問いに、南ルート問題については、本年の11月中に大阪府、関西国際空港株式会社、泉南市の3者による研究会の立ち上げを考えているところであり、あわせて、バックアップ組織として南ルート推進既成同盟会というようなものをつくりたいと考えており、その構成については、大阪府内では泉佐野市以南の各市・町、それから和歌山市、岩出町とその周辺を想定して、順次市長自身がそれぞれの首長にお願いに回っており、近い時期に立ち上げができると考えているとのことでした。

次に、環境問題全般に係る問題として、例えば先般の新聞報道の中で、大阪府下を流れる4河川に4有害物質が含まれているとの報道があったが、市長として市が直接管理している河川の管理体制等、これからの環境問題に対する基本的な考え方を示せとの問いに、先般新聞発表がありました河川の4有害物質ということではありますが、本市においても、かつて金熊寺川の水質が府下でもワーストワンという経過の中で、毎年水質調査等を定期的に行うとともに、その監視に努めているところであり、これからは地球環境問題ということを

念頭に置きつつ、すべての環境問題に取り組んでいく考えであるとのことでした。

次に、林業費を見ると、最近では松くい虫対策の費用しか計上されていないと思うが、例えば里山構想等で林業の発展に取り組んでどうか、市長としての考え方を示せとの問いに、林業に関連して里山構想とのことではありますが、本市では林業で生計を立てるのはなかなか難しいというのが実情であり、現在、大阪府が質の高い自然体験学習のための中核的エリアづくりということで金剛生駒紀泉国定公園内で整備を進めている紀泉ふれあい自然塾整備事業の方で頑張りたいと考えているとのことでした。

次に、教育施設の荒廃問題についてであります。過去の実績を見ると、市長が就任された1期目の過去4年間の教育施設経費と平島市政の時代の教育施設経費にはかなりの差異があり、財政状況が厳しいというのは一定理解できるが、人口規模、予算規模からいうと、いかに施設経費がおくれているか予算上で明白であり、抜本的な対策を考えるべきではないのか、市長としての考え方を示せとの問いに、教育施設の改修問題等については先般の9月議会で要望も聞いており、またこれについては教育の原点であると認識しており、教育委員会の意向も十分踏まえた上で、可能な限り対応をしていきたいと考えているとのことでした。これに対し、実態に見合った改修をぜひお願いしたいとの意見がありました。

さらに関連事項として、教育費の需用費の問題で、平成6年と比較すると約30%近く減額されている現状の中で、特に需用費については、教育現場の子供たちや先生に大変な影響があると思うが、その点市長としてはどのように考えているのかとの問いに、教育費の需用費の問題については、絶対必要なものは必要であるということは十分認識しているが、何分需用費については事務レベルで頑張ってもらいたいと考えているとのことでした。

さらに、幼稚園等の統廃合問題については、市長としてどのように考えているのかとの問いに、市内の幼稚園等の統廃合の問題については、行革推進本部でも議題に上げ検討しているところであ

り、また教育委員会の方にも検討するように指示をしており、統廃合をするかしないかは別にして、この問題については、当然検討すべき時期であると認識しているとのことでした。

以上で各会計決算18件に対する質疑をすべて終了し、順次、討論、採決に入りました。

そのうち討論のあった会計については、一般会計及び樽井財産区会計、国民健康保険事業特別会計、水道事業会計であり、一般会計については、総括質問の中での市長の答弁では、種々改善するとの答弁が得られたところではあるが、一定平成10年度の決算を見る限り、市民の暮らし軽視、とりわけ弱者に対して厳しいものになっているとしか言えない等々不満な点が多々あり反対であるとの討論があり、片や本年度の単年度収支は6,800万円余りであり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は104.4%と前年度より0.9%増加しており、また公債費比率にあつては16.3%と前年度より0.1%増加しており、いずれも標準値より高く、財政の硬直化に拍車をかけている状況にあるが、歳出面にあつては、これからの高齢化社会を迎える中で、高齢者保健福祉計画推進の10カ年戦略の趣旨に基づき、ホームヘルパーの養成研修の実施を初め、介護支援センターの運営事業、緊急通報システムの新設を含め、各種事業の充実に努められていることについては一定評価するものであり、また先般の9月議会において可決された情報公開条例を受けて、市民の行政に対する要求、期待はますます高まることが予想され、そのためにも現在取り組まれている行財政改革の一刻も早い達成と健全財政の確立を願うとの意見を付して賛成であるとの討論があつた中で、採決の結果、一般会計決算については賛成多数でもって原案どおり認定可決されました。

次に、樽井地区財産区会計にあつては、過去に地方自治法第98条に基づく調査特別委員会を設置し、調査をしたにもかかわらず、当時の状況と今の状況は基本的には変化がないのに、本決算委員会での答弁を聞いていても本財産区に対する市の方針がまだ定まっていなく、本財産区以外の財産区的財産のあり方について整理されることを希望するとの意見を付して反対であるとの討論があ

った中で、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり認定可決されました。

次に、国民健康保険事業特別会計にあつては、本決算委員会での議論の中で指摘をしたように、滞納者のうちの約43%が非課税世帯であり、減免規定の整備も不十分である。今後さらなる検討を加えるべきであるとの意見を付して反対であるとの議論があり、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり認定可決されました。

次に、水道事業会計にあつては、総事業費約14億に対し、減価償却費と支払利息及び企業債取引諸費の2つをあわせると約4億であり、総事業費に対して高い割合を占めているにもかかわらず、一定の見直しが考えられていない等々の指摘がある中で反対であるとの議論があり、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり認定可決されました。

なお、そのほか14件の会計については議論もなく、いずれも全会一致で原案どおり認定可決されました。

以上であります。ありがとうございました。  
議長（嶋本五男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。——真砂君。

12番（真砂 満君） 委員長、風邪を引かれているのに大変御苦労さまでございました。非常に申しわけないんですけど、1点だけお聞かせをいただきたいと思います。

当然、決算特別委員会でありますから、平成10年度における予算に対して執行がどうであったのかと、そのことを審議されたというふうに思います。そして、報告を受けたわけでございますけれども、ちょっと今回で言うことがいいのかどうか分かりませんが、従前から少し気になっていたのは、今の報告を聞いていまして、今の報告は一体10年度の決算報告だったのか、予算の報告だったのか、よくわからないところがあるんですね。そのあたり特別委員会の審議の過程の中で、10年度決算なのか、また決算に基づいて若干の御意見とかいうのはあり得る話だというふうに思うんですけども、それを超えたというか、それを逸脱したような議論がこの間多々あるのではなからうかなというふうに思うんですけども、

その点について委員長の運営としていかがなものだったのか、その点だけひとつお聞かせをいただきたいというふうに思います。

決算審査特別委員長（角谷英男君） 決算委員会の委員長として申し上げるならば、それは10年度の決算に基づいて十分審議がされたというふうに理解をいたしております。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

2番（小山広明君） これは付託議案第14号と付託議案29号の下水と、それから付託議案31号の水道について、反対の立場で御意見を申し上げますので、各議員の皆さんの御賛同をぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

まず、一般会計の方からでございますが、せんだつてもある学習会に寄せていただきまして、今の時代をこのように分析されておられる方がおられまして、いわゆる現物という時代から貨幣に移って、現在は自由時間の形態ということに移行しておるのではないかとということで、そういう時代であるという分析をして、なるほどなという感じを抱きました。そういう点で、今の行政がやはりそういうことをきちっと据えての方向がなかなか見えないということが、私は1つあるということ指摘せざるを得ません。

徴収率の問題は、大阪府下でもワーストワンという大変不名誉なことが毎回議会に報告をされまして、一体どうなっておるのかなという、そういうものの実態がなかなか見えないわけでございます。土地、建物で約44億円、市民税が26億円でありますから、圧倒的にこの土地、建物ということに対する固定資産税の徴収が80%以下だと思うわけですが、トータルで82.4でございますから、そういう点でそういう税のあり方そのものに問題はありますけれども、もう少し徴収率が悪いということの中身を議会にも、また市民にもよくわかるようにしていただきたいと思います。

今回の報告の中でも金額を示してその件数を示されておりますけれども、100万円以上500万円以下というのが300件近くある。それから、



1,000万円までが28件、それ以上が15件もあるという、1,000万円を超える滞納が15件もあるというこの実態は、我々とても理解できないわけであります。

恐らくこの中には、もう絶対に取れないというものもあるのではないかとすることは十分想像できるわけでありますけれども、そういうことが処理されずに、いたずらに徴収率がそこにあらわれ、全国的にも泉南市の徴収率の悪いことがやっぱり報じられて、イメージを大変悪くしておると思います。

この間も市長が大阪府庁前で徴収率を上げることの大阪府から2人選ばれた名誉といいますが、どう言ったらいいのかわかりませんが、2人の首長が大阪府庁前で決起集会というんか、集めるぞというような意思表示をされたことが新聞に載っておって、これは私は余り評価できない報道などで、本当に市長をそういう場に立たしておることも、議会としても大変責任があるわけでありますから、ぜひもう少し中身をきちっとして、集められないものは、これが集められないということでちゃんと処理ができるはずなんです。そういうことをぜひやっていただきたいと思いますが、なかなかやれておらない。

それから、今回保育料の値上げ議案が出ておりますけれども、この保育料の滞納というのも大変多いわけなんです。今回の決算でも、7年度で24件あったものが、何とこの10年度では倍以上の59件の滞納件数があるということが報告されております。

一体こういう問題についても、毎日お子さんを預かっているわけでありますから、もう少し適切な処理、滞納するまでにちゃんとしたヒアリングをして、こういうことがないようにしていただかないと、回り回れば子供さんの発達とか成長に大きな影響を受けるわけですから、子供もそれは薄々知っておるわけですからね。そういう点では、やはりもう少し行政はめり張りのある行政をしていただきたいし、払えない人には払えない人の対応をきちっと行政としてもやっていただくのは、私はひとつ政治、行政の姿ではないかと思えます。

それから、議論の中にありましたように、樽井

の投票所の1カ所の問題ですね。あれだけ膨大な大きな人口を抱えるエリアにまだに投票所が1カ所しかないという問題についても、議論の中でもなかなか前向きな議論が返ってこないというのは、議論の中にもありましたが、これはやはり市民の人権の問題としても一日も早く改善しなければならない状況でありますから、こういうことについての行政の姿勢も甚だ残念であります。

それから、驚くことに学校施設が大変ずさんであるという状況で、行政の一番の仕事は教育施設を整備するということが全面的に責任あるわけですね。中身についてはなかなか行政も介入できない部分があるわけですけども、そういうことの中で、議論の中で本当かなと思ったんですが、ちゃんと国の制度があるにもかかわらず、そういう有利な、国から補助をもらうことの制度があることを知りませんでしたという、そういう答弁が、これは担当の課長から議論の中であって、私のメモの中にもあるんですけども、こういう問題は、本当に行政が国の制度なり大阪府の制度をもっと熟知して、プロとしてやはり市民に利益を与えるようなことをやっていただきたいと思うんです。これも象徴的に行政のそういうプロとしての不勉強さが私は示されたということで、行政全体をもっと引き締めて、この財政難の中で有利な財源については確保していただきたいと思えます。

それから、教育費の問題での議論の中でも、何か市長がそこまで修繕費とか需用費まで口を入れるのはどうかと思うと、事務方でどうか努力をさせていただきたいというような、そういう答弁が市長からあったんですけども、やはり政治問題化し、社会問題化しておるときに、それはどんな小さなことでも市長が先頭に立ってやらないと今までやれてこなかったわけですから、そういう姿勢では、私は事務方だけに任せておって、こういう問題はなかなかクリアできていけないと思うので、市長のこういう問題に対する姿勢というのは、やっぱり十分批判されてしかるべきだと思います。

それから、空港の問題で南ルートについては、泉佐野以南とか和歌山とか岩出なんかを巻き込んで、南ルートに何とか道を開こうとしておる向井市政の姿勢があるわけなんですけども、国の財政

を考えると、陸は橋1本でしょうけども、鉄道があり、それから車があり、そういう2つの機能を持ってあるわけですね。

しかも、船もありますし、そういう点では、これからの時代は、すべてパーフェクトに財政を無視して整備するというのではなしに、我々はやはり限られたそういう環境の中にあるわけですから、財政も十分考えながら、少し不便だけでも、そういうむちゃくちゃな財政を無視したようなやり方をやめようというのが、私は時代の要請だろうと思うんですね。

そういう点では、南ルートというのは、理念的にそれは2つあった方がいいというのはわかるんですけども、財政を考えるならば、私はとてもそれはできる状態でないし、これまでの議論にあったように、泉南市はそれに一切責任を持たないと、要望はするけどもだれかやってくださいと。

道路としてやれとか、いろんな議論がありましたけども、そんな虫のいい話は絶対にないわけですから、向こうも道路にしても高速道路はただになると我々に言われながらもどんどん上がっていく状態の中で、そういう公団とか外郭団体に責任を押しつけて、そして何か漁夫の利を得るといような発想では、私は、絶対それは実現もしないし、国民全体の議論からいっても、とてもそれは納得できる問題ではないし、笑われるだけであって、徴収率も大阪で一番悪いのに何でそんな実現性のないものを一々要求しておるのかと。もっと具体的な、きょう、あすきちっとできるようなことをきちっと方針を掲げられないのかと、そういうように人は見ると思うんですね。

そういういつできるかわからないものに血眼になって市長が先頭に立つという姿勢は、まさしく現在の困難な問題に目をつぶって、そして何かいかにも希望を与えておるような、そういう向井市政というのは、私は本当に現実を無視したあり方であると思います。

空港そのものについても、2期事業なんていうのは、皆さんもどう思っているかわかりませんが、18メートルも沈下するわけですからね。1期は8メートルの沈下でも、結果的には11.5メートル沈下したんですよ。財政的に倍かか

るわけでしょう、2兆3,000億円以上。だれが考えたって、需要が4倍になったって今の状態を脱することはできないわけですから、あった方がいいというのは、仕事をする方はいいかわかりませんが、そのツケはやっぱり我々の子孫にかぶってくるわけです。

そういう点で、国とか運輸省と同じ姿勢で推進をすると。1期の場合には、公害があるとか、百害あって一利なしということで、行政はこぞって反対する中で勝ち得たいいわゆる地元の共存共栄のいろんな施策じゃないですか。それを今度はもう条件を出す前に同意したり、全くちぐはぐなことばかりやると。こんなことで利害が対立する。国と市町村というても利害が対立するわけですから、そういう中で、我々はほいほいと推進と同じ姿勢でやっておったら、だれかて言うことを聞いてくれませんよ。

そういうようなこともよく考えて、我々は石原慎太郎じゃないけども、民族主義者でない者は政治家でないみたいな話があったけども、それは一理あるわね。地元のことを優先して考えないような人間は政治家でないと、そういうことでいえばわかりますよね、地元から選ばれておるわけですから。

そういう点では、やっぱり地元の利害に立つならば、国が困ったなというような姿勢を示すというのが地元民の立場に立つということだと思いますよ。市長は市民から選ばれたということを再度認識していただかないと、国とか府の出先機関じゃないわけですから、そういうような姿勢を改めてもらわないと、予算執行についても、何か主客転倒したような執行の仕方しかできないということで反対をさせていただきます。

あと、下水道の方については、スローダウンをして、今市長が住んでおられる柴田団地に向けて府道の下を掘っていらっしゃいますけども、私は、現在あるその施設についてはちゃんと施設整備をすればいいわけですから、全然設備もない、いまだにぼっちゃん便所のところを水洗化する方が市民のためにもいいわけですね。でないと、今でも柴田団地なんかもう水洗にしとるわけでしょう。一丘でも水洗にしとるわけですね。

そういうことで、私は今の下水道のあり方は、市民のためにやっておるようで、何かすぐ仕事ができ、業者がすぐ仕事ができるような、また岡山では40億円ぐらいの金を返せというような問題がありましたけども、（発言する者あり）ちょっとやかましいな。（巴里英一君「めり張りつけないよ、議案どおり」と呼ぶ）ちょっとそれは不規則発言というんですよ。巴里さん、わかるとるでしょう。（巴里英一君「めり張りつけないあかんよ」と呼ぶ）

〔真砂 満君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 真砂君。

〔小山広明君「めり張りて何や、言うて下さい。わからん。何を言うてんや。そんなもん、何も手挙げてないのに一々言うて、でけへんがな。ちゃんと言うて下さい」と呼ぶ〕

12番（真砂 満君） 指名を受けましたので、今お二人でやられておりますけれども、先に私、委員長の報告に対して意見だけ述べたんですけども、討論の仕方、それはそれぞれ委員さんのやり方はいろいろあるかと思えます。そのことについてはいいかというふうに思うんですけども、さきの委員長質問でも私がしましたように、趣旨は決算委員会でしたら決算委員会の中身について討論したり議論したりする、これがやはり基本の姿勢だというふうに思うんですよ。

それを少しの逸脱は許容範囲だというふうに思うんですけども、それが年度を越えて予算にかかわってくる部分だとかそういった部分については、1つの議会のルールとして、整理は整理としてきちんとしていかなければ、議会運営というものが成り立っていかないんじゃないかと、私はそういうふうに思いますので、議長の方もひとつよろしく運営の方をお願いしたいなというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 小山議員に申し上げます。何号議案、何号議案ということでめり張りをつけた反対討論をひとつよろしくお願いします。

2番（小山広明君） 真砂氏のようにちゃんとルールにのっかって手を挙げて言うていただければ、それは意見として僕はいいと思いますけども、巴里氏のように手も挙げずに、討論中に意見の違い

があっても、そういうやじをやってもらうのは注意していただきたいと思いますね、きちっと。

〔巴里英一君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 議事運営でありますけども、先ほど不規則発言だということではありますが、本来なら何号議案に対してこうだということで、先ほど真砂君も言うていましたように、きちんと議案数を上げながら、ずらずらとどこが頭やらしっぱやわからんような論議というのは、僕はあり得ないと思うんです。そこできちっとめり張りをつけてくださいということをやったわけで、それを不規則発言というなら、こうして手を挙げて言わざるを得ないわけでしょう。そのことをきちんとあなたにやってくださいよと言うてるだけの話なんです。そういうことで、ひとつ議事運営をお願いしたいと思えます。

議長（嶋本五男君） わかりました。小山君、何号議案、何号議案ということできっちりめり張りのついた反対討論をお願いします。

2番（小山広明君） 議長が後ろにおられるから、やっぱり議長の指揮でやるというのが僕は当然だと思うけど、発言中にこうやられると、自分は考えて言うてるわけですから、書いたものを読んでるだけで言うてないわけですから、それは配慮いただきたい。私かて間違いはありますよ。しかし、その間違いを正すときにもちゃんとルールにのっかってやっていただきたいと言っておるだけで...

議長（嶋本五男君） そこであなたの意見を言わんと、反対討論に移ってください。

2番（小山広明君） 先ほど一般会計の討論は閉めました。次は下水道のところに入って言うておりますので、めり張りがついてないという印象を受けたんであれば、大変申しわけなく思っております。私もそのことには何の異論もないわけですから。しかし、発言中にやられると私も考えながら言っとるわけですから、それはやっぱりやめてください。手をちゃんと挙げてやってください。そういうことです。（巴里英一君「めり張りをつけてやらな。そんな言い方ないやろ。それやったらもう一遍挙げますよ」と呼ぶ）あなたが言うて

私が反論したら、それでいいじゃないですか。

議長（嶋本五男君） 小山君、討論を続けてください。（巴里英一君「私に向けて言うてるから、私の方も言うてやらなしあないやないか」と呼ぶ）討論を続けてください。

2番（小山広明君） 私は議長じゃないんだから、あなたを指名する権限はないんだから。

議長（嶋本五男君） 向こうと討論しているわけじゃないんですから、あなたの討論を続けてください。

2番（小山広明君） 黙らしてくださいよ。めり張りがついてないということであれば、付託議案第29号、平成10年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対ということで意見を申し上げさせていただきます。

先ほどに重複することはもうやめておきますけれども、そういうことで現在使う側からいえば、水洗化をしているところに下水道をつなぐというあり方は、市民全体からいえばやはりおかしいのではないかと。それはそれでちゃんと市が責任を持って設備を管理していけばそれでいいわけですから、そういうところに、くみ取りがないとこを無理やり通過して、自分とこの前を通っているのにそこは水洗をつなげないと。

それは市からいえば普及率が何%上がるということで、市長も泉南市が一番普及率のアップ率が高いということ自慢していらっしゃるわけですから、それは市民からいって逆なですするような議論だと私は思うんで、こういう下水道の進め方、こういう空き地が多い農村部というんですか、こういう山岳地帯がたくさんあるようなところについては、やはり小型合併処理浄化槽というのは費用的にも安いし、引きたい人がいつでも引けるわけですから、そして自分の前の小川にはきれいな水が戻ってくるということ、そういうことも十分選択をして、市民が本当に求める下水道事業というのをやっていただきたいと思えますし、市長も再三ここで答弁されておるように、金熊寺とか六尾、それから童子畑、楠畑、葛畑というところ、市長も別な制度で集落のそういう浄化槽をつけるということを明言しておりながら、何らそれは進んでいない。

それはやっぱり同時に進めていかないと、市民全体の下水道に対する要望に不公平が生じるのではないかと、そのように思いまして、このような市の基本的な考え方に反対をいたします。

続いて、付託議案第31号の、長いですから水道ということについて反対の意見を申し上げます。

市も最近は少し方針を変えられたのかなという現実があるわけなんですけど、自己水をふやしていくということを私は泉南市の水道事業では当然追求すべきだと思いますね。どんどん府営水の率がアップしてきておりますけども、災害とか、また環境を考えたときでも、自分たちの中の水循環ということを考える上から、私はやっぱり自己水を基本的に基本線に据えて、足りない分は府営水をいただきますけども、将来的には100%の自己水を目指してやるというのが、私は泉南市の1つの特徴ではないかと思えます。

そういうことで、現在6本の自己水の井戸があるようでありますけども、1つつくれば4,000万円とか5,000万円かかると言われても、設備はかかっても水はただですからね、ある意味で。極端に言えばそうですから、そういうようなことを追求していただきたいと。今でも井戸は1カ所に2本か3本固まってあるんですね。もうちょっとばらけて井戸を掘れば、私は自己水をふやしていけると思えます。

泉南市の場合にはすべてがブレンドということで、大都市の下水を浄化した水と泉南市のきれいな水とブレンドして飲まされておりますけども、そういう点ではブレンドせずに純粋な自己水を市民の方に飲んでもらって、自己水に対する関心を高めてもらうという、そういうことも政策としてはぜひやっていただきたいし、そういう姿勢が見えないということで反対をさせていただきます。

大変いろんなイレギュラーがありましたけれども、お許しください。余りなれておりませんので、これからも勉強させていただきますので、よろしくお願いします。

議長（嶋本五男君） ほかに。———松原君。

8番（松原義樹君） それでは、平成10年度の一般会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

財政収支状況を見ますと、ここ数年は黒字決算で推移してきておりましたが、10年度一般会計の単年度収支では、6,887万7,687円という赤字を計上いたしました。これは、本市においては12年ぶり——私はちょっとあれなんです——ということであるようです。これは、本市においては10年ぶりの赤字となったところであり、この点については、基金の取り扱い、これを含め論議のあったところではありますが、現在の市財政の状況を広く市民に伝え、より理解を求めるとも大事であると思われまます。

財政構造の弾力性を示す指標を見るにつけ、財源の確保や事務事業の見直し等、引き続き努力されてはおりますが、義務的経費であります人件費、扶助費、公債費等の増加により、経常収支比率は9年度より0.9ポイント増加し104.4となったことは、地方財政が全般に悪化の中、府下平均では2.3%増加しているとはいえ残念なことであり、依然として厳しい状況にある本市の経常収支不均衡型の財政状況を打開すべく、格段の努力が求められるところであります。

具体的に歳入面で見ますが、空港関連税収が4,961万7,000円の減、また景気の低迷、不動産取引の停滞、特別減税による所得割が3億104万3,000円の減となっております。一方、論議されております徴収率のアップについては、なおより一層の組織的な取り組みを行い、早急に具体的成果を上げられるよう期待いたします。

一方、歳出面におきましては、農業公園の整備事業、これに1億7,810万5,000円、下水道特別会計繰り出しに8億7,965万4,000円、物件費2億5,578万8,000円、11.4%等々となっておりますが、投資的経費の抑制等で歳出総額では前年度より6,807万1,000円の減となっているところでございます。

このような状況下、福祉関係では、高齢者社会を迎える中で、高齢者保健福祉推進十か年戦略の趣旨に基づき、ホームヘルパーの養成、研修の実施を初め、介護支援センター運営事業委託料や緊急通報システムの新設を含め、各種事業の充実に努められているところであり、民生費においては、昨年度より5.6%、額として3億3,100万円の

増加となっているところであります。

次に、生活環境の整備では、合併処理浄化槽設置の引き続きの推進を初め、砂川樫井線、信達樽井線等の新設及び改良事業等で3億200万円、樽井駅周辺事業に8,000万円等々であります。

この年は、本市のみならず全国的に地方自治財政の危機的状況とその克服について論議され、それとあわせて地方分権推進制度の具体的取り組みが行われた年でもありました。事業におきましても、この9月の情報公開条例等の制定を受け、今後ますます市民の行政に対する要求、期待は高まるものと思われまます。そのためにも、現在取り組まれている行財政改革の具体的成果の一刻も早い達成と早期の健全財政の確立を願い、平成10年度一般会計決算に賛成するものであります。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——和気君。13番（和気 豊君） 御指名をいただきましたので、付託議案第14号、10年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算について反対の立場から討論をしてみたいと思います。

1998年度決算は経常収支比率104.4%、公債費比率は危険ラインの15%を突破して15.5%、この点については、大阪府に届けられている資料では16.3%となっております。決算委員会でお示しをいただきました数字で討論をしてみたいと思います。財政力指数も0.888と財政関係の指数はすべて前年を下回り、顕著に悪化の一途をたどっています。自主財源の柱である市税徴収率に至っては、史上最悪であった平成9年をさらに下回り82.4%、空港からの税収を除くと76.4%と、まさに異常な事態であります。

市は、その原因について二言目にはバブル崩壊後の不況を挙げますが、府下各市は90%台をいずれも維持しています。市が平成9年度から取り組んできた行財政改革100項目のうち、57項目を声高に成果として表明されるのとは裏腹な数字が出ています。

問題の第1についてであります。

財政悪化の原因は、平成10年度末で246億円という年間予算を約50億円も上回る起債残高、借金をつくり出した空港関連の大型公共事業と、

普通建設事業の16.7%を占める同和対策事業、とりわけ地対財特法期限切れを前に92年から97年まで一気に進めてきた約75億円の膨大な借金潰けの同和事業にあることは余りにもはっきりとしています。

下水道会計の150億円の借金、野方図な土地先行取得による開発公社の借金132億円、この膨大な借金で毎年支払利息だけでも2億五、六千万円にも達しています。にもかかわらず、市はこの決算委員会でもおくれた都市基盤整備に力を入れ、住民の要望にこたえてきたかのように言い繕い、何ら反省をしていません。それどころか、約45億円の再開発ビルづくりの和泉砂川駅前再開発計画、農業公園計画、産業振興センター、仮称牧野公園などにこれからも短期間に約100億円前後の市民の血税をつぎ込もうとしています。

その一方で、公共施設整備と公債費管理基金に合せて20億円の備蓄財源があるにもかかわらず、あえてそれを取り崩さず約6,800万円の赤字決算にし、財政危機を口実にこれからも福祉、教育、暮らし切り捨ての行財政改革を市民に押しつけようとしています。

第2は、福祉や教育切り捨てのひどい中身についてであります。

その1は、98年度は2000年に向けて介護保険のモデル事業を初め、高齢者の実態調査を進めなければならなかった年でもありましたが、職員をわずか2人を張りつけただけのお粗末な準備体制での出発は、基礎資料づくりで極めておくれをとり、今に至るも取り組みに大きな影響と問題点を提出しています。

18人の待機者を出している偏った保育行政も見過ごしにはできません。また、1億円を超える集会所建設にかかわる開発者協力寄附金を持ちながら、いつまでも新興住宅の住民に不公平を強いている老人集会所の建設のあり方にも問題があります。

その2は、保健センターの運営や医療関係にかかわる衛生費が府下最低、市民1人当たり4,060円は、他市の比較で3分の1から5分の1になる低い水準です。

その3は、教育費です。

子供たちの教育環境をよくすることは、何よりも子供たちの心身の健やかな成長のための必須条件であります。ところが、今日、幼・小・中の教育施設の極端な荒廃は、現場から出されているぼろぼろ危険校舎告発の301項目の要望書によっても明らかであります。

その原因は、言うまでもなく向井市政が教育施設整備費をむちゃくちゃに切り縮めてきたからであります。98年度は約1億2,000万円です。向井市政以前の施設費の流れは、83年から86年は年間平均約9億9,000万円、87年から90年は約4億円、91年から94年は約4億8,000万円、そして向井市政になってからの95年から98年の向井市政第1期目の4年間の年間平均額は1億3,000万円であります。この4年間の幼・小・中の教育施設整備の極端な落ち込み、削減が今日の施設の取り返しのつかない荒廃の原因となっていることは、明らかであります。

悪臭のトイレ対策として、猛暑の中、窓を閉め切って授業を受け、狭い便所で用を足せず、授業が終わるや逃げ帰るように家へ飛び込む子供たちの姿を想像してやってください、と現場の先生からは悲痛な声が上げられています。

また、94年から98年までの5年間の学校需用費、とりわけ消耗品費の30%から40%のカットは、授業に必要なざら紙を初め、学校運営に必要なごみ袋、のり、はさみなどにも事欠く状態にあり、義務教育は本来無償であるという憲法の立場と逆行した父母負担がふえています。子供たちのためにも、施設費や需用費の増額を強く求めるものであります。

第3は、監査委員の決算審査意見書の中でも2年連続で指摘されている商工振興関係費の減額についてであります。

消費不況と大手スーパーの進出など、地元商工業者にとってまさに厳しい冬の時代が到来している情勢にあります。地場産業の対策が今急務になっております。また、市の独自施策はなく、国・府の補助制度に丸々乗ったトンネル事業がほとんどの農業推進費にも問題があります。市内産業の衰退による課税客体の弱体化を解消する立場からも、また市財政を健全化させるためにも、こ

れら商工業、農業、漁業の対策の強化を求めるものであります。

第4に、98年度は入札問題でも市長の後援会清樟会の会員の企業が参加をしている共同企業体が約14億円の公共下水道事業で、上限価格の99.4%で落札するという事態が起こりました。まさに考えられないような高値張りつきでありました。最低価格近くでの落札であれば、数億円の財源が生み出されていたはずであります。入札の公正なあり方も問われた年でありました。

第5は、同和行政がわずかな残事業を残して終結を迎えている時期、またこれが全国の流れでもあります。まさに行政が主体性を持って終結に向け取り組まなければならないときに、公共施設の占有、貸し付け、管理委託で今もって運動団体に便宜を図っている事実も明らかになっています。

以上、問題点のみに限り指摘をし、反対の討論といたします。

次に、付託議案第27号、10年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

1998年度の収納率は、70.5%と昨年度をさらに3.3%下回っています。これにより、滞納総額は今や5億1,300万円近くにもなっています。厳しい消費不況のもと、失業者もふえ、市民の納税力は著しく低下をきています。

ところで、保険税は4人標準の非課税世帯でも18万1,200円、同じく生活保護ボーダーライン世帯でも何と32万9,700円と低所得者にとって極めて厳しい負担を強いている国保税は、まさに払いたくても払えない滞納者を輩出しています。このことは市の滞納状況調べでも明らかのように、全滞納者件数のうち、所得200万円以下の層に73%と集中しています。

階層別で見ても、所得が低い大工、左官、普通作業員などに従事されるその他所得層や所得がない層で約50%を占めています。泉南市での国保税体系の特徴は、応能割54%に見られるように、税負担能力がある者より低所得者の皆さんに極めて厳しいものになっています。この税体系を市がとっている以上、70%そこそこの収納率はいわば当然のことではないでしょうか。

同時に、市が激変緩和型の減免制度に加え、低所得者向けの減免制度を策定することも、また当然の帰結とするところであります。低所得者層への対策を怠り、低い収納率に何ら手が打っていない今年度の国保会計決算には反対をしましてまいります。

最後に、付託議案第31号、10年度大阪府泉南市水道事業会計決算について、反対の立場から討論をしましてまいります。

1998年度は、第7次拡張整備事業の中へ新星不動産の開発地への配水事業11億4,200万円を組み込む計画を立案した年でもあります。この新家地区における第7次拡張計画は、旧来の加圧ポンプ場をむだにするばかりか、開発業者の立場に立った送水管や配水管の布設などで数億円の便宜を図るものであり、借入金の元利返済や管の減価償却など、近い将来水道料金の値上げを避けられないものにし、市民に大きな負担をもたらすものであります。水道事業にも顕著にあらわれた開発優先、市民負担増大の行政姿勢を強く指摘し、反対討論とするものであります。

以上であります。

議長（嶋本五男君） 討論の発言のある方は、この際ちょっと挙手を願います。

〔小山広明君「議長、ちょっと議事進行で」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 私の発言中ちょっと間違いがあったので、訂正の時間を後で結構ですからお願いいたします。

議長（嶋本五男君） ただいま挙手の方が3人、今また訂正の方も出ておりますので、討論の途中ではございますけれども、1時30分まで休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後1時32分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論のある方。———島原君。

17番（島原正嗣君） 御指名をいただきまして、新進市民連合の立場から、平成10年度決算全般に対し、ただいまの委員長報告につきまして賛成

をいたすものであります。

平成10年度の単年度収支は1億2,876万4,000円の赤字となり、経常収支比率も104.4%、前年度比にいたしますと103.5%、0.9ポイントの増加であります。また、公債費率も16.3%、前年度比16.2%で0.1ポイントの増であります。いずれも標準値より高く、財政面での硬直化に拍車をかけているところでありますが、したがって本市財政の運営は、旧態依然として極めて厳しい状況下にあります。

したがって、今後はさまざまな視点から中長期にわたる健全な財政の目標値を明確にし、計画性、現実性に徹した財政確立を行うべきであります。その手段といたしましては、まず税の収納率の向上、さらには収入未済額や不納欠損額に対して適正かつ公正な処理運用を行うべきであります。

歳出面についてであります。行政が最大のサービス機関であるという視点、論点からいたしますと若干問題点は残りますが、非常に厳しい財政状況の中で、適正かつ効率的な行政運営に努めている点に対し、評価を行うものであります。

特に、今後における行政課題は、教育、福祉、介護サービス、医療機関の充実、青少年の育成、雇用の創出、地場産業、中小商店、さらに農林水産等に対する支援策を進めなければならないと考えます。要するに、ポリシーを持った本市のまちづくりを基本とし、国際化、情報化、少子・高齢化時代への対応策を展望し、市民ニーズにこたえるための整合性をどう図っていくか。議会、行政、市民、三位一体の行政を進めるために最善を尽くすことを意見として申し上げ、賛成討論にかえます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———巴里君。  
25番（巴里英一君） 先ほど決算特別委員長より、かなりの時間にわたって決算の審査報告がありました。委員長におかれては大変御苦労さんでございました。各歳入歳出決算であります。その中の付託議案第15号、平成10年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をいたします。

私は、一部地区のみ有利となるような財産区制

度のあり方は、近代行政システムに合致しないものであり、本来なら財産区制度そのものが一般行政へ繰り入れ、漸進的に財産活用すべきものと考えられるものであります。

さて、この樽井財産区問題は、古くて新しい問題であり、1965年、昭和31年の町村合併時に創設されたものであります。その法的根拠は、1954年、昭和29年に地方自治法の一部改正により、その法律に基づき、特別地方公共団体としてこの樽井財産区が大阪府知事の認可を受けて設立されたのであります。

御承知のごとく、この法律は、地方自治法第294条、財産区の意義と運営、第296条の2項、財産区の設置及び組織、同条の3項、管理会の機能、同条4項の運営、また同条5の 管理会運営の基本原則に基づく管理会の任務を規定しており、この自治法における財産区の基本規定は、所有する公の施設の管理、処分または廃止の機能のみを有しているもので、行政上の権能はほとんどなく、原則として、固有の機関も有しない特殊な地方公共団体として市町村の一部である、とされています。

その原則から、当然その収支報告をし、歳入歳出決算はその存する市町村議会の議決を得なければならないことは、言うまでもないことであります。すなわち、樽井財産区管理会は議決機関でなく審議機関であります。平成7年、本議会は、会計内容の不明朗さ、民間払い下げ問題、土地賃貸借における違法性、またその違法性がありながら、管理会が徴収すべきものを樽井区が徴収していた件、さらに計上すべき金銭を不当に支出していた件、隠ぺいされた大金、また金融機関、帳簿等による急激な出納の増減等の問題が多々ありました。

議会において、地方自治法第98条をもって樽井財産区に関する調査特別委員会が設置され、審議、調査されました。一応の成果は得られたものの、調査特別委員会委員長報告にあった法に基づく本来の財産区会計の目的に沿った運営となっていないことは、付託された今決算特別委員会の中でも、土地取得、貸し付け等だけを見ても疑義があります。転貸ししている財産区財産で不当な利益を得ていることに手を貸しているかのような答



弁より得られないという、こういったことを指摘したが、改善の積極的な対応についてはお答えがなく、そういったものは、私は認めがたいところであります。

また、他の財産区的財産のその法にない方法で行政行為を行っていることも指摘しているが、明確な答弁を得られないままであります。

まだまだ指摘すべき点は多々ありますが、今後の運営処理に期待するところであります。

現行の処理方法、答弁では反対せざるを得ないことを改めて付言し、反対討論といたします。議員諸氏におかれましては、議会人としての見識、識見を発揮され、賛同いただけますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———真砂君。

12番（真砂 満君） 付託議案第14号、平成10年度一般会計決算について、清和会と民主清和クラブを代表して、賛成の立場から、時間の関係もございますので、ごく簡単に討論に参加をしてみたいと思います。

10年度の実質収支は6,772万9,632円の赤字で、前年分を差し引くと単年度収支は6,887万7,687円の赤字であります。バブル経済の崩壊と長引く景気の低迷が主たる要因であろうかと思われませんが、都市基盤整備や高齢化社会を迎える中での福祉関連等を考えるとき、健全な財政運営は不可欠であります。

そういった中、歳入の根幹である市税収入済額が減少し、収納率では府下市町村の中で最下位という不名誉な記録は、一刻も早く解消しなければならないと考えます。

しかしながら、財政がこれほどまでに厳しい中、歳出において都市基盤整備の1つである道路事業では、信達樽井線改良事業、砂川樫井線新設事業、新家宮線改良事業、その他道路新設改良事業で、それぞれに約8,000万なり1,600万、1億300万、1億200万等々を支出し、福祉面におきましても、総合福祉センター事業に約1億5,000万、要支援高齢者対策事業では約1億2,000万、身体障害者福祉対策事業では1億3,000万等々を支出し、福祉文化都市への構築に努力を

されているところであります。

全般的には、本市のみならず全国的に財政危機が叫ばれている昨今ではございますが、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費が年々増加をし、より一層の財政事情が悪化することに間違いがなく、これまで以上に努力が求められるところであります。

具体的には、さきに述べましたとおり、歳入の根幹である市税収入にありましては、収納率を高める効果的な方策を検討されるとともに、市税の滞納者に対する取り扱いについては、税負担の公平性を保つという観点から、厳正な姿勢で対応することを望みたいと思います。

また、歳出についても、事務事業の見直しや創意工夫などにより、経費の節減、効率的な運用による財政の健全化に一層の努力をお願いするところであります。

いずれにしましても、地域社会の活性化や国際化、情報化、高齢化社会を展望した多種多様な市民ニーズに対応する施策の具体化を図るため、行財政改革を早期に達成され、一日も早い健全財政の確立を願い、報告されました平成10年度一般会計決算について賛成するものであります。委員会同様、各議員におかれましては御賛同いただけますようお願い申し上げます。簡単ですが、討論にかえます。

議長（嶋本五男君） 先ほど小山議員より反対討論の中で訂正を求める発言を求めていますので、これを許可いたします。小山君。

2番（小山広明君） 大変失礼いたしました。先ほどの反対討論の中で一部間違いがございましたので、深くおわびをして訂正をいたします。

1つは、保育料の問題で私が現在出されております幼稚園保育料の問題に関連をして、保育料の滞納件数が多いという発言をいたしました。その件は保育園の保育料でありまして、間違っておりますので、その関連部分の訂正をよろしく願いいたします。

それと、もう1つ、下水道の討論の中で、今市長が住んでおられる柴田団地の方に引いておるといふ表現をいたしました。これは私の勘違いで、あれは開発絡みでの配水管の布設だという申し出

を受けましたので、これもあわせて訂正をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

議長（嶋本五男君） ほかにございませんか。——以上で本18件に対する討論を終結いたします。

これよりただいま一括上程いたしております平成10年度各会計決算認定18件に関し、順次採決いたします。

まず初めに、付託議案第14号 平成10年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって付託議案第14号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第15号 平成10年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって付託議案第15号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第27号 平成10年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって付託議案第27号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第29号 平成10年度大阪府

泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって付託議案第29号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第31号 平成10年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって付託議案第31号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、ただいま採決いたしました5件を除く他の会計13件について、これより一括して採決いたします。

本13件に対する委員長の報告は、いずれも原案認定可決であります。

お諮りいたします。本13件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって付託議案第14号及び付託議案第15号及び付託議案第27号及び付託議案第29号並びに付託議案第31号を除く他の付託議案13件の各会計決算認定については、いずれも委員長の報告のとおり原案どおり認定可決することに決しました。

次に、日程第20、泉南監報告第15号 例月現金出納検査結果報告から日程第22、泉南監報告第17号 例月現金出納検査結果報告までの以上3件を一括議題といたします。

本3件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 島原正嗣君。

監査委員（島原正嗣君） 議長の許可を得ましたので、ただいまから平成11年8、9、10月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成11年8月、9月分は、平成11年10月26日に黒須監査委員と谷監査委員が検査を執行いたしました。平成11年10月分は、平成11年11月26日に黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。

これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合いたしており、出納は適正に行われたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、監査報告いたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 議会の役選後、新しく監査委員になられました島原議員、長い間本当に市政発展のために努力をされ、長い経験を持っていらっしゃる方が今回監査委員になられたということで、本当に財政状況厳しい中とか、また市民の財政に対する関心が大変高まっている中で心強い感じを持つわけでございます。

しかし、監査委員になれるのは初めてというように聞いているわけですが、監査に当たられて、新しいこういう状況の中で、監査という議員でもなかなか中が見えない中に議会の代表として入っていかれたわけですが、監査をされた中での実態を見た感想とか、それから今後どのような姿勢で監査をやっていかれるのか、議会にも、また市民の皆さんにもひとつきちっと表明をしていただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

議長（嶋本五男君） 島原君。

監査委員（島原正嗣君） 多分御質問があると思ひまして、私の方もそれなりの勉強をしておきました。この前御指名をいただいたばかりでございまして、詳しい監査の内容ということについても私自身まだ勉強中でございまして、基本的にはさ

らに一層勉強をしてみたいと思ひます。

ただ、言えますことは、この監査委員という役割は、御存じのように平成10年8月27日に会計監査の準則というものが改正をされまして、かなり厳しく監査をするような位置づけになっております。監査委員の使命は、基本的には何と云っても公平公正な監査をやっていくと、こういうこととでございます。だから、そこに間違いがあれば指摘をしていくということも言えるでしょう。

また、今までとは違ひまして、ただ会計の帳簿上の監査だけではなく、やっぱりその資産、物件についても監査委員としてのきちっとした意見が言えるような環境づくりをしていかなければならないなと思ひております。

したがって、何と云っても監査委員の使命は、泉南市全体の財政を公正妥当にどうして運用していくかということが1つの使命だと思ひます。今後、黒須監査委員ともよく相談をして、市民の信頼にこたえられるような監査の業務に精励していきたいと思ひます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 行政全体にも詳しい、明るい方でありまして、また監査のそういう位置づけも法的にも強化されてきたということで、単に書類検査だけではなく、現場に行つてその実態がどうかということも監査できるように聞いておりますので、次の議会のあたりには、現場の実態調査も含めて議会に対して報告をいただければ、より我々も行政の中身がよくつかめると思ひますので、ぜひ次の議会にはそういう現場に足を向けた監査報告などもひとつしていただければありがたいと思ひますので、要望にさせていただきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———北出君。

25番（北出寧啓君） 今、島原監査委員もおっしゃられたように、事務処理にかかわる監査だけでなく、踏み込んだ行政監査をするということが地方自治法の改正も含めて問われているわけで、私が監査委員をさしていただいたときに、事務監査を省略しようとして数値の読み上げをほとんど省略しまして、行政監査に立ち入れるような体制にさしていただいたつもりなんですけれども、

その辺今いかになっているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

それと、先ほど申しましたいわゆる外部からの外部監査ですね。大都市ではそういう形に移行しておりますし、議会も当然監査機能、監視機能を持つわけで、その代表としての監査委員の監査機能というのは、より今後の新しい時代の中で問われてくると思うんですね。

その辺もう一度改めてちょっと説明していただきたいということ、これは島原監査委員に申し上げることではないのかもわからないんですけども、会計検査院の生活保護費の問題が指摘され、5,000万円近く返還命令が出ているということがあるわけですけども、この点について……

議長（嶋本五男君） 監査報告と関係のないことは……

25番（北出寧啓君） そこまで書類監査は難しいんですけども、一応事務監査の中に入ると思っていますので、その辺は、もちろん監査委員としてどこまで指摘できるかという非常に困難な問題があると思うんですけども、監査委員として今後そういうことの問題も含めてどんなふうに対応されるのか。ちょっと抽象的な問いになりますけれども、考えるところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 島原君。

監査委員（島原正嗣君） 先ほども申し上げましたように、私の役割といいますか責任というのは、法に定められた、特に都市監査基準の準則に明記されております第3条の中で、法令に定められた権限の範囲で、権限に基づいて私は監査をさせていただきたいと思います。

したがって、小山議員の御質問にもお答えしましたように、事務監査ばかりではなくて、実際の物件等に対してもいろいろあるわけでございますが、そういう面についても監査をしていかなきゃならんという自分なりの判断を持っております。

それと、2点目の関係は、ちょっと僕は理解できないんですが、こういうことですか。先般、ちょっと新聞に載りました生活保護関係の問題については、直接監査事務局から私は報告をいただいております。ただ、新聞等の記事なり、原課の方から、谷部長の方からこういう内容ですという

若干の報告はいただきましたけども、これも監査の段階でまだはっきり黒須監査委員とも話をしておりませんので、私が勝手にここで問題を報告しますと、法的にやっぱり問題がありますし、監査委員というのは守秘義務的な問題もありますから、これはまたこの問題として、監査の段階でさらに一層調査を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかにございませんか。——以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で3件の監査報告を終わります。

この際、お諮りいたします。本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第23、議案第1号 泉南市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

山本慶一氏が平成11年12月23日付をもって任期満了となりますので、同委員の後任の公平委員会委員として磯野英徳氏を最適任者と認め新たに選任いたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の御同意を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意賜り

ますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 弁護士という立場の方を提案されてきたわけなんですけど、私もいろいろこの人事案件が議会に出てくることで関心を持っておるわけですが、これは職員の勤務条件に関する問題で不利益処分があった場合に審査をするという、こういう大切な役目でございますして、弁護士という方がこういう立場になられるというのは、私は大変当を得た人事ではないかなと思います。

弁護士さんは広い範囲にかかわるわけなんですけども、こういう法の目的に沿った分野での専門分野というんですか、そういう経験とかがもしあればひとつ御説明をいただければと思います。

それから、今後監査とかいろんな行政委員なり行政の諮問委員なりいろいろ委員を求めていくわけですが、社会にはいろんな専門家がおって、そういう専門家をそういう適当な審議会なり委員にしていくというのは、これから大変必要でありまして、これがある意味では、社会の力というのを行政が効果的に果たしていくということからいっても、社会のこの力というのをすることからいえば、区長会の代表というのはもちろん大切なんですけども、そういう専門家をそういうところにやっていくというのは、これから大変大事なんじゃないかなと思うので、そういう1つの流れ、要求される状況からこういう提案をされたのか、その辺の方針みたいなことがあると思いますが、その辺の考えがあればひとつお述べいただければと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回、公平委員会委員を選任するにつけていろいろ考えたわけですが、もちろんこの公平委員さんというのは、人事行政の公平を期すための審査をするものでございますので、特に異議申し立て等があった場合に、やはりその法的な根拠なり、あるいはきちっと理論的に判断をしていただかなければいけないということもございまして、弁護士さんが一番適しているんじゃないかというふうに考えまして、

選任同意をお願いしているものでございます。

また、他の行政委員さんにおいても、そういう専門性を要求される委員については、スペシャリストといいますか、専門家を登用してはどうかという御意見だというふうに思いますが、これからの時代、先ほどの外部監査の話もございましたけれども、行政を推進していく中でそれぞれ最も適した分野で、その中でももちろん資格というのも1つのファクターかとは思いますが、資格だけを突出させるというのもいかなというふうに思いますが、とにかくその目的に一番沿ったような人選をできるだけしていきたいと。その中には、専門性を必要とするものについては、当然有資格者も含めて考えていきたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 山野総合事務局長。

総合事務局長（山野良太郎君） 磯野英徳さんについて、主な取り扱い事件ですね。この方については、一般民事事件が主でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 民事というと大変広い、刑法、刑事訴訟法の2つにしか分けられないわけですから、私はこの人事の役目というのか、目的ということを行ったわけですから、そういう人権問題、特に労働者のそういう人権問題についての経験なりあるのが一番幸いでございますから、民事一般ですと言われても全然判断できないわけで、刑事が民事がぐらいしかわかりませんから、もう少し、事件を手がけてしたことがいっぱいあると思うので、その中で選ぶときにはそういうことも一応は検討され、聞いたと思うんですね。

泉南市も弁護士さんは何人か、たくさんおられるでしょう。その中から恐らく選んだと思いますので、その辺もう少し議会の議論にたえるような答弁を一回でやってくださいよ。そんなんでは答弁になってないんじゃないですか。

議長（嶋本五男君） 山野総合事務局長。

総合事務局長（山野良太郎君） 失礼をいたしました。一般民事事件ということでございますけれども、この方はたくさん担当しておられまして、銀行の取引事件、あるいは不動産の取引事件、あるいは相続関係とか離婚問題とか、要するに家事事件といいますか、そういうもの、あるいはまた

ビジネス法関係のこととか、たくさんされておられますので、漠と言いますと民事事件というふうになるわけでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 今たくさん挙げられた中には、私に関心を持って、そういう——今回は公平委員の提案ですから、これに関する裁判を担われたということの報告あるのが普通で、それをあえてないというのは、そういうことが一切ないと理解していいんでしょうか。

やはり労働問題なり、いろんなことで職場のそういう人権の問題で事件はいっぱいあるわけですから、たくさんあるけれども、そういうことは一切経験がないと、こういう理解でいいんでしょうかね。今たくさん言ったけど、それ1つも出てこないんでね。

そうしたら、泉南市にも——これは別に泉南市民でないといかんということがあるんかどうかわかりませんが、弁護士さんはたくさんおるわけですから、そういう点でやはりこういう公平委員にふさわしい経験、スペシャリストという市長の御答弁もあったわけですから、そういう経験があるということが提案される大きな理由になるんじゃないかなと私は思うんですが、今山野さんが言われたのは全然それがなくて、あえて外したのか、ないのか、そこをちょっとはっきりしていただきたいと思いますが。

議長（嶋本五男君） 山野総合事務局長。

総合事務局長（山野良太郎君） 失礼をいたしました。ただ、私どもが経歴書でいただいている中にはそういう項目が入ってないというだけで、当然いろんな民事訴訟等事件がございますので、それを詳しく手元にあるということでございませぬので、当然されたかもわかりませぬし、そこは私どもとしては今のところわかりませぬ。

議長（嶋本五男君） 小山君。まとめてください。

2番（小山広明君） ちょっと議論にならないと思うんですね。やはりスペシャリストというのは、この公平委員にとってのスペシャリストですからね。弁護士はそらスペシャリストですわ。それで今言った商業関係の銀行の問題とか、不動産の問

題とか、いろいろやってきたのはわかりますけどね、やはりだれをここに提案するかというのは、なるほどなというような提案の仕方、この人の名誉のためにもまずいと思うんですよ、あるかもわからんというような発言をそこでされたらね。

そういう点では、もう少し慎重に、こういう人事の問題ですので、なるほどこういう方が公平委員になって、職員の労働問題についてやはり守る立場での委員だなということはわかりますけども、もう少し議論にふさわしいやりとりをできるようにしてもらいたいと思うんですね。あるかもわからんというのは、その人の名誉のためにも大変問題ですよ。

すぐそういうときには聞いて、ヒアリングの中でこの方を公平委員にというのであればわかるんだけど、こんなではちょっと議論を終われないんですけどね、私は。議会としてもこれは権威がないですよ、そういう議論で終わっておいたんでは。もうちょっときちとやってくださいよ。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 弁護士さんですから、当然法律全般にわたって深い知識と経験もありというのは、一般的にそうだというふうに思います。磯野さんは本を幾つか出版されておられまして、私も拝見させていただきましたが、最も得意とするのは民法ではないかなというふうに思っております。

もう1つは、本市との関係では市の法律相談ですね、これをずっとしていただけてまして、市民の方からのいろんな御相談、あるいは行政との接点についても長年にわたって御経験をいただいておりますので、突き詰めていけば、弁護士さんといえども最も得意とする部分と、あるいは全般的な部分とあるかというふうに思いますが、そこまで突き詰めていくということは、私どもとしては考えておらないわけございまして、弁護士という1つの資格を持っておられて、当然法律の専門家でありますから、いかなる事象に対してもきちと対応していただける方だというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） わかりました。それは市の

法律相談をいつもされておって、市民との接触があるということがお選びになった原因といえそれはそれなりに整合性があるわけですから、それはそれで私はいいと思います。それはそれで、ありがとうございました。そういうことで私の質問を終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。  
13番（和気 豊君） ただいまのやり取りを聞いておまして、市の無料法律相談ですね、これをお願いしているということなんです。市の利害にかかわる係争問題でこの方がいわゆる市の側に立って法廷闘争に臨まれたと、こういうことはあるんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。  
総務部長（細野圭一君） 市の利害に関係するものにつきましては、別に顧問弁護士と契約してございますので、その方で対応しているということでございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———  
—討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第24、議案第2号 泉南市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第2号、泉南市教育委員会委員の任命について提案理由の御説明を申し上げます。

平成11年12月24日をもって任期満了となる東野籐介氏の後任として、辻野治孝氏を泉南市教育委員会委員として最適任者と認め、新たに任

命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意を賜りたくお願いするものでございます。

なお、辻野治孝氏の経歴につきましては、議案書7ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———成田君。

14番（成田政彦君） 教育委員の選任について、僕は人物そのものについての質問じゃないんですけど、4つの中学校区があるんですけど、泉南校区では2名で、あと信達中学校区で1名、西信達で1名、新家で1名ということになると、泉中学校区だけ2名であとは1名と。

一丘中学校区もずうっと1名なんですけどね、これはやっぱり公平にやるべきではないかと私は思うんです。別に自分の校区のことを言うんじゃないんですけど、一丘小学校区では一度も教育委員は任命されたこともない。これはひがんで言うのと違いませ。そういうこともあると、校区によっては。

だから、鳴滝校区だったらずっとその前も出ておって、今回も連続で出てきとるんですけど、そういう点では、各小学校——11校区あるのかな。やっぱり雄信、ずうっと公平に各小学校区からも出したらいいのと違うかと私は思うんですけども、なぜ今回は連続でなされたのか、その点ひとつお伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） できるだけ市域全般にわたってというのは私も同じ考えでございます。ただ、そのペースとなるとり方なんですけど、今、中学校区のことをおっしゃったわけですが、4中学校ありまして、教育委員が5名でございますから、どこかダブるわけなんです。今、御指摘ありましたように、すべての中学校区には教育委員さんはいらっしゃいます。ただ、小学校区となれば11あって5名ですから、これはとても対応できないということになるかと思っております。

また、別な角度からいいますと、旧の6カ町村

といいますが、そういう分け方でしましても6地区あるわけで、教育委員は5名ですからどこか出ないところも出てくるということでございまして、なかなか難しいんですけども、今回選ぶにつきましては、基本的なこの行政委員等選任の考え方というのは、前にも議会でもお示しをさせていただいたかというように思いますが、新任の場合は65歳以下の人を対象に考えさせていただいております。

それから、校区の方は、さっき言いましたように、どこかでお2人のところが出るわけなんですけど、今回泉南中学校区ということで選ばしていただいたわけなんですけれども、一番エリアといいますか、生徒数も多いということもありまして、そちらの方から選ばしていただいたということでございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 別に教育委員で任命されてくる人たちは、地区の推薦とか、いろいろそういう地区からも上げてくるんで、私はそういうことを言うてないんですけど、自分の一丘小学校区の場合だったら、僕も議員やって二十数年たつんだけど、一度も一丘小学校区からは、人物いないのかなと僕思うくらいと思うんですけど、ひょっとしたら校区によっては一度も選ばれていない小学校区の教育委員もおるんじゃないかということで、これはひがみじゃないんですけど、公平に——中学校区も大切なんですけど、すべての小学校区からも教育委員を選べば、それだけ教育委員に対して身近な存在となるし、地域からも、ぜひ一丘小学校区でもうちには人物いないと違うかという意見も時々僕は言われますんで、その点で小学校区のこと加味してやっぱりすべきじゃないかと私は思うんですけど、その点最後にどうですか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御意見いただきましたんで、今後また参考にさせていただきたいと思っております。ただ、小学校区というても11校ありますから、なかなかまた、なぜということになってまいるわけなんですけど、貴重な御意見として頭に入れておきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。  
2番（小山広明君） 先ほどの議論でもスペシャリストという話があったんですが、今現在5人いらっしゃるんでしょうかね。地域性ももちろん大事だと思いますし、そういう声も反映することは大変重要と思うんですが、この教育委員会に対してのスペシャリストというのは、現在おると認識されているのか。僕はおらないように思うんですが、お医者さんとか、そういう方が入っとるのはわかっておるんですが、そういう点での問題をどう考えるのか。

それから、私は地域性を重要視する必要は、全然ないんじゃないかと思えますね。やはり教育に対しての熱意、また考えというようなことを積極的に持っている方というのが一番大事だし、それを考えたときに、やっぱり女性という問題は大事だと思うんですね。

今、これは余りいいことではないんですが、実際に女性に子育てを任せている部分というのは大変多いわけで、本来は男も女も共に教育については担っていかないかんわけですが、残念ながら今の状態はそういうことが余り一般的ではないわけですから、女性の方がむしろ教育委員の数としては多い方がいいんじゃないかなと思うんです。今1名ですね、女性が。

そういう点で、ぜひそういう現役の現在子育ての中におる方、できればそういうことをきちっと専門的に学んだ方が私はぜひ1人は必要じゃないかと思うんですが、市長との議論の中でもそういうことは否定されないと思うんですが、そういう点の方向性も含めて、ひとつ今回の提案についてのお考えをいただきたいと。

議運で聞いとると、前の方がその地域に住んでおったからそこからという、そういうことになってくると、いつもその地域からしか出なくなるし、地域の問題1つとってね。それは説明的には納得できないんじゃないかなと思うんで、そこも含めてひとつお答えをいただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の教育のスペシャリストはいるのかということでございますが、教育の場合は、スペシャリストと言うのかどうか



わかりませんが、教育経験者としては2名いらっしゃるわけですね。今の教育長と、それから亀岡さんでございます。

それから、男女比率の問題でございますが、一応5名ということで、本市の場合、1名は女性ということなんです。この辺の泉州各地区の教育委員さんの名簿も見せていただきますと、男性ばかりのところもございます。最近では女性1名というところが非常に多いわけございまして、本市も現在のところ女性1名ということになっております。

今後、女性の方の登用ということについては、私も否定するものではございませんで、適材適所にそういう方がいらっしゃれば任用をしていきたいというふうに思います。

ただ、教育委員の場合、資質といいますか、一応法律第4条で決められておりますので、その一定の制限といいますか、中に照らしてそうであろうと思われる方から任命するということになっておりますので、その点だけ御理解いただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、今後、男女を問わず広い角度から検討をしていくということについては同意見でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 教育委員に関するこの決まりは、規則という形であるだけですね、泉南市としては、地方分権になって自治事務ということになったときに、教育はなかなかどこまで地方議会が言える範囲があるのか、何かつかめないところがあるんですね。義務教育の先生は、大阪府が負担しておるしね。

そういうなで、大ざっぱに言えば、施設整備というのが地方自治体に課せられた責任かなと思うんですね。内容については限界があると、こういう理解を私はしておるんですが、今後教育については、自治事務みたいな形でなり得る方向にあるのかどうかですね。

我々全部ここで議論したいんですけども、そういう形で限定された議論しかできないという問題と、現在の学校のいろんな問題、何か中央集権的におりてくるのでは限界がある。地域、地域にはもっといろんな特性があるし、そこには機敏なそ

ういう地域に合ったような対応が当然要るわけですから、施設だけやってくださいと、内容はこっちがやりますという形ではなかなか限界がある。

しかし、もろに市民の批判というのはトータルで我々は受けるわけですから、そういう点でのこの条例化というんか、もっと学校に責任持つというようなことはどうなのか、その辺も含めてこの教育委員の選び方にしても、やっぱりそういうことが関係してくると思うので、その辺の地方分権も含めてどのようにお考えか。

それから今、法、法と言ったんですが、この条例の中に法があるんですが、我々もらっているこれにはその内容はないんですね。法というのは、教育基本法というんか、そういう法のことを言っておるのか、規則に掲げられているものの法を言っておるのか、その辺の4条をちょっと簡単に言っていたらいいと思うんですが。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、あとの方から。法律といいますのは、先ほど提案理由のときに読み上げましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということでございます。私、言いましたその第4条、任命というところなんです。委員は——委員というのは教育委員ですね——「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」ということになっております。欠格事項はあといろいろ2項以降にありますけれども、そういう一定の中から選ばしていただくということでございます。

それから、地方分権と教育の問題でございますけれども、これも徐々に地方分権化が進んでまいっております。例えば、教育長を任命する場合、今までは大阪府の面接とか、そういう一定の審査があったわけなんです。それはもう撤廃ということになってきております。

それから、教育の中身と行政のかかわりでありまして、これは今ちょっと全く別組織ということになっておりまして、おっしゃったように、私の権限としてはいろんな施設整備とかの予算配分とか、そういう形に限定されているわけなんで

すけれども、この前の全国市長会でも、果たして今後そういう形でいいのかという疑問が呈されました。

これについては、当然政治家がかかわるというのはいけないことだとは思いますが、行政の長として教育問題についてどう対応していくのかというのは、今後の1つの課題ではなかるかなというふうに思っております。まだそこまでは当然行っておりませんので、我々と教育委員会とは全く別に、その教育の中身に我々が入るというのは許されておりませんので、現在はそういうことですが、そういう今後のあり方というのは、いろんな角度から議論するということについてはあり得るんかなというふうには思います。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 教育長を選ぶ場合には、この泉南市のエリアだけで選べるという、そういうことになったんですね。今は何か大阪府の了解をもらわんと、教育長の場合にはできないというように私の理解であったんですが、そういうことであれば、それはそれで結構でございます。

それから、政治家はかかわれないけども、行政としてはかかわれるというのも変な話で、我々もかかわることにおいて不偏不党というんか、偏ってかかわることはいかんかもわかりませんが、内容については十分議論もし、意見も言い、しないと、社会で一番大きな問題は教育の問題ですから、そこに政治家が議論できないということでは、じゃ一体だれがやるのかと。

だれかわからん者が教育を支配することになるわけですから、そういう点でやはりきちっと議論をして、公に公開もし、透明性を高める中でどう教育はあるべきかと、現在の教育はどこに問題があるのかという、こういうことは大いに議論した中で一定の方向性を示しながらやっていかないと、それはなかなか学校の今の問題に責任を持ってかかわれる場がなくなるわけですから、それが意味でなかなか問題を解決しづらくしていることがあるんでしょうけども、もっともっと学校は学校の中だけじゃなしに、社会全体にそういう問題を広げて、議員の中にもそういう評議会というような形でいろいろ地域の力というんか、地域の意

見を反映するような取り組みも提起されておりますけども、もっともっと地方自治体も教育については、全部が責任持って議論できるようなことを地方分権の中でも、市長会でもそういう声が出ておるのであれば、向井市長におかれても市長会あたりでも積極的に具体性のある提案をし、したことについて議会でもちゃんと議論していただきたいと思うんですね。

市長会が一体何をやっておるのかというのは、なかなか我々は見えないわけですから、もう少し市長会の議論なんかも議会に示していただきたいと思います。よろしく。意見にかえて終わっておきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。  
25番（北出寧啓君） 市長、いろいろ政治家であるということで自己規制されているというのはよく理解させていただくんです。にもかかわらず、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのは、第4条は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するということになっていて、本当はこれ教育長に質疑応答してもらった方がより具体性があるんじゃないかと思うんですけど、この制度においては市長にお聞きするしかないということで、お聞きしたいと思います。

この経歴を見させていただいて、大阪保護観察所保護司ということをしていらっしゃるということで、識見も高い方なんだろうなと思いますけれども、この間の質問の段階でもお話しさせていただきましたように、今の泉南市の教育委員会の構成は5人で、お1人は大学教授、お1人は医者、お1人は薬剤師、今回は鍼灸師、あと教育長ということで構成されております。

若干気になりますのは、第4条、教育、学術及び文化に関し識見を有するというので、教育というのは包括的な概念で語られているので、具体的に何かというのは、もちろんここで提起されていないんですけども、特に荒れの時代で4中学校はいろんな問題を抱えておりますので、中学校教育の識見とか経験とか持ってらっしゃる方が、特に中学校の教諭経験を持っている方が1人ぐらいは教育委員会の委員に任命されてしかるべきではないかと思うんですけども、その点についてお答え

いただきたいと思ひます。

そして、全体に見まして法の問題があるんで、法に拘束されて実際の教育委員会事務局が動きにくいという問題があります。

ただ、例えば法を見ますと、教育委員会は5人の委員で構成されている。教育長は第17条で、「教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。」ということで、この教育委員会5名の委員の協議及び決定によってすべて拘束されているわけですね。そのもとで教育長が動くわけですね。そのもとに今の現場の教育、これは厳密には教育委員会じゃなくて教育委員会事務局なんですよね。

ところが、我々見てまして、いわゆる5人という法に定められた教育委員会は、一体どんな考えを持って今の学校危機に取り組んでいるのか、全く見えてこないですね。それは制度的な欠陥もあるとは思いますが、この辺を含めて今後改革もしていかなければいけない。ただ、法の拘束があるから、そしたら変える、変えないでいいのかということになりますけども、やっぱり問題として、実際これだけの学校問題がいろいろ言われているのに、実際教育委員会が動いているというような感じが全く見えてこない。

教育委員一人一人の方が——ここに第4条で条件はつけられてますけれども、どんなお考えをお持ちなのか、教育に対してどんなお考えをお持ちなのか、全く我々わからない、雲をつかむみたいな。私は、たまたま会長をさせていただいているんな学校に出入りさしていただいていますけど、教育委員会、教育委員で全く見えてこないですね。この辺の問題もあります。

この辺に対しては、ちょっと答弁というのは難しいかと思うんですけども、やはりまず第一に、中学校教諭の経験とか含めて、そういう形で地域はもう問題にしません。そういう経験があって、実際にアクチュアルに学校の問題に教育委員会が対応する、そのもとに教育委員会事務局が動くというふうな体制をどう組んでいったらいいのか。

その辺もちょっと市長にお聞きするのは難しいかと思うんですけども、できる範囲でお答え願ひたいと思ひます。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 人の選任については、私の方からお答えを申し上げます。教育委員会の事務内容については、教育委員会で答えていただくことといたします。

御指摘ありました定数5名ということなんですが、確かに中学校教師の経験のある方はいらっしゃいません。ただ、教育委員というのは学校の先生が適しているのかというと、一概には言えないかなというように思ひます。

ですから、今回御提案さしていただいているんですが、その理由というのは、1つはできるだけ若い層の方々に入っていただきたいということと、それからこの方については非常に前向きなといひますが、活発な方でございますので、そういう意味で、教育委員会の委員の活動の中で十分対応していただけるのではないかなというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。25番（北出寧啓君） それ以上ということで、市長が御推薦されたということでお言葉を信頼させていただいて、今後教育委員会が活発になるように、市長もできる範囲で御助言とか与えてくださるようによろしくお願ひいたします。

それじゃ、終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第25、議案第3号 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第3号、泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。議案書の9ページでございます。

組織機構につきましては、平成9年度より行財政改革実施計画に基づき、簡素効率化の観点から総合的な施策展開が図られるよう、類似事業の一元化を図るなど具体的な項目について検討を加え、一定の成果を上げてきたところでございます。

しかし、市民ニーズは今後ますます多様化、複雑化し、信頼される行政運営を行うためには、環境の変化に即応できるような柔軟性や効率性を備えた組織体制が望まれているところでございます。今般、行政事務の効率化をさらに進め、新たな行政需要に対応した組織体制とするため、部の新設と統廃合を含めました泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の提案をさせていただくものでございます。

主な改正点は2点ございまして、まず1点目は、税の部門におきまして、徴収率の向上や課税客体の捕捉など税部門の強化を図りますため、総務部より税部門を独立させ、税務部を新設するものでございます。

2点目は、下水道事業については、一定の整備が図られつつあること、簡素効率化の観点から総合的な施策展開が図られるよう、下水道部を事業部に統合するとともに、あわせて名称を都市整備部に改称するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———奥和田君。

9番（奥和田好吉君） ただいま説明を受けましたけども、これは機構改革の一環としてなされたと思うんですけども、今回の機構改革によるあれが非常にわかりにくいと思います。大体、機構改革でやるというのは、どこでもスリム化するためにやると思うんですね。今回のこれは、スリム化

になってるんか、あるいは肥えてるんかわかりにくい。非常にわかりにくい。どこを聞いても、いろんなところを聞いてまいりましたけど、非常にスリム化になっております。

そこで、何点かお伺いするんですけども、この分掌条例の一部の改正条例の中では、市長公室の中で何かどこかが変わったように思うんですけども、この機構改革の組織図の新旧を見ると、どこが変わったかさっぱりわからんような状況です。

1点目は、市長公室というのはどういう機能を果たしているのか、お聞かせ願いたい。わからん。

それから、2点目に、これを見ていくと、先ほどの説明でもいわゆる税の方を強化させるために部を1つつくったということですけども、機構改革のなにで何で部を1つつくのか。どこでも部を減らしております。池田市にしても、あるいは大阪狭山市にしても、部をずっと減らしているわけです。あるいは課を減らし、いわゆる係を全部なくしてるわけなんですね。そういった中で、なぜ部を——部をふやさんことには税が強化できないのかどうか、非常にわかりにくい。

例えば、阪南市においては、平成11年度に係を全部なくしました。課を6つなくしました。部を1つなくしました。平成12年度にはもう1つ減らすそうです。部は6になるそうです。うちはどこがどうなのか、さっぱりわかりにくい。

それから、下水道部と事業部を統合していく。これもわかりにくいんですね。じゃ、独立した下水道部はあのままの状態で置いて、そして事務だけをそういう形で1つにしてしまうんか。あそこの1つの中で、水道部と下水道部と一緒にする、これは話がわかりますけども、例えば平成12年度に阪南市の方は、事業部とそれから都市整備部を1つにして事業部にすらしいんですね。水道部とそれから事業部の中にある下水道課と一緒にして、上下水道部というのができるらしいんです。これで1つ部を減らすらしいんですけども、そこらの状況がさっぱりわからない。

これで見えていくと、ただし課については最終決定されたものではありませんということですけども、これからこの3月いっぱいこの課をいろんな形で統合していくのか、あるいは係を減らして

いくのか、そこらのところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） たくさん質問されましたんで、もし漏れておりましたら、また御指摘をいただきたいと思います。

市長公室の中身でございますけれども、市長公室には現在秘書課並びに人事課、企画広報課、空港対策室と3課1室あるわけでございますけれども、まずその中の仕事は、事務分掌条例にもございますように、市長等の秘書に関することとか、人事関係の労務管理、それと企画広報課においては市の総合的な基本的なことの企画、それと総合調整ということと特命事項等を取り扱っておるわけでございます。それと、空港対策室については関西国際空港の関連の事業について取り扱っているということでございます。

次に、税の関係でございますけれども、先ほども提案説明で御説明をいたしましたように、税につきましては現在泉南市の税収も非常に悪いという状況の中でございますので、今後の行政需要の多様化の中に対応していくためにも、やはり歳入の確保についても最重要課題として取り組まなければならないということの中で、今回税部門につきまして総務部から分離をいたしまして、独立して税務部という形を組織した中で、その課税客体の捕捉、収税率のアップ等を図っていくという考え方で、今回独立をさすという考え方で提案をさせていただいておるものでございます。

それと、下水道部と事業部の統廃合でございますけれども、この統廃合につきましても、今まで下水道部はかなり右肩上がりに事業等も伸びてまいってありました。これは特にりんくうタウンの関係で、やはり雨水幹線の整備等が最重要課題であったということの中で、かなり事業量も大きかったわけでございますけれども、これから予測されますのは面整備がメインという形でございますので、一定安定した事業の進行という形になるわけでございます。

そのような中で、やはり組織機構のスリム化ということも念頭に置いた中で、今回事業部と下水道部を合併した中で、基盤整備の部分についての

組織をスリム化することによって、事業執行の効率化というんですか、その辺を図るということで今回合併をさせていただくということでございます。

それと、事業部は別館、下水道部は水道庁舎の1階ということでございますけれども、将来的には当然庁舎のあり方等、今後これから取り組んでいく中でどうするかということを考えていかなければならないわけでございますけれども、将来的には近い場所で、同じような形で、目の届くようなところで執務をしてもらおうという考え方で今後進めていきたいというふうに考えております。

それと、事務分掌規則の方はまだ最終的に決定をいたしておりませんので、課、係については最終どうなるかということは、まだそこまできちっとしたことは決まっておられませんけれども、今回考えておりますのは、課についても係についても、一部若干でございますけれども、減少の形で我々としては考えております。一部課同士で合併するところもございまして、係を統合するところもございまして、また新たにつくるところもあるわけでございますけれども、その中で全体的に見て若干の減少という形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） その程度の答弁であれば、聞かんでもわかってるんです、そんなことは。どうするかということ、現在決まってるかということ聞いてるんです。流れを聞いてるんです。

例えば、阪南市では既に昨年度で、11年度で市長公室というのはなくなってるんですわ。これが総務部に統合されてるんです。この間聞きました。そしたら、十分それでスリム化になって機能を果たしていると言うんです。そこらのところはどうかということ聞いてるんです。

それから、下水道部と事業部と引っつけて、今の状態でほうっておくつもりなのか。ただ分掌というか、その部だけをなくして、そして事業部と統合して都市整備部というのをつくって、あのままの状態であそこに置くと、離れたところにあるわけですか。いわゆる特別会計で独立したものを置いてるわけですか。このままの状態でほうって

おくんですかということ聞いてるんです。

それから、将来的には考えておりますと。今何にも考えてないんですか。ただし課については最終決定されたものではありませんということは、どういう意味なのかわからん。将来的——将来のことを考えてるんじゃないんです。この12年度で決めるのにどうするんですかということ聞いてるんです。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今、奥和田議員の方から、阪南市は市長公室と総務部を統合したというふうに言われましたけども、団体によって考え方が違うというふうに思います。我々今回、市長公室と総務部を統合していないというのは、市長公室では人事権を握っております。総務は財政の決定の権限があるということで、余り権限を大きく集中してしまうと問題も出るんじゃないかということの中で、今回その分については改正の中には入れておらないということでございますので、その辺で御理解をお願いしたいと思います。

それと、下水道部をあのままほうっておくかということ。先ほど申し上げましたけれども、将来的には、今回補正予算でも庁舎関係の調査費等も入れさせていただいておりますけれども、その中でどういうふうな配置がいいのかということも考えた中で、きちっとした答えは我々としては出していきなというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。

それと、課はどうするんかということでございますけれども、最終決定ではないということですから、幾つの課がどうなるということまではなんでもございまして、現在わかっておりますのは、新たな行政需要に対しては新たなものをつくらなければならないということの考え方でございますから、総務部の中に、9月議会では情報公開条例の制定もございましたので、やはり情報の担当する課をつくらなければならないという考え方で、新たな行政需要に対してはその対応をしていくということでございますし、環境部門においても課の統廃合ということも考えておりますし、事業部の一部の課と商工の関係も統廃合した中で、

新たな形でスタートしていくということも考えておりますので、きちっとした段階では、事務分掌規則については、また当然議員の皆様方にもお示しさせていただくという考え方でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 将来的には、将来的にはとよう言うておりますけども、これ以上わかりにく答弁はない。いつが将来的なんか。あしたも将来的やし、10年先も将来的やし、さっぱりわからん。もうこれ以上言うても言いにくいと思いますので言いません。やめます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——南君。

11番（南 良徳君） この機構改革につきましては、3月の議会におきまして私も質問をさせていただきました。そのとき市長にも御答弁をいただいておりますが、今も若干出ておりましたが、議事録では本年度機構をすべて再度総点検をいたしたいということとか、11年度で将来組織構造のあり方ということについて全面的に検討してまいりたいという御答弁をいただいております。

今回この機構改革をされるに当たりまして、そういった市長のお考えが反映されていないのではないかなというふうにも思います。ある意味では、統廃合というんですか、新たに設置したような室もございまして、本来は行財政改革の中の機構改革という観点からすると、今も出ていましたように、やはりスリム化ということも考えなければいけないでしょうし、あるいは行政効果とか、市民ニーズに対してどういった形でこたえていくのか、わかりやすくするといういろんな形が考えられますが、今回のこの機構改革をするに当たって、そういったコンセプトというんですか、基本的にどういうお考えで臨まれたのか、まずお聞きをいたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 南議員の方から以前そういう御質問をいただきました。また、いろいろ御意見も拝聴をいたしたところでございます。

今回、一定の改正をするという基本的な考え方でございますが、1つは、歳入の根幹であります税という問題を従来は総務部でやっておりました

が、実質別の部のような参与制で対応しておったわけでございます。

組織的にはそういう形で、なかなか税という部分が表に出てこなかった部分もございまして、またその中で徴収率のなかなかの伸び悩み、低下という問題もございました。ですから、今回はその税という部分を前面に出すと。市民の皆さんから見ていただいても、あるいは役所の組織からもしっかりとわかりやすくするというので、税を別にいたしました。これは実質、今も部制に近い形で、部という名前にはなっておりませんでしたけども、実質部に近い形でありましたので、それを分けたというか、きちりと位置づけをしたということでございます。

それから、下水道の問題につきましては、平成11年度でおおむね低地帯の雨水幹線については概成するという。それから、先ほど公室長が言いましたように、ずうっと右肩上がりて来ておった下水道の予算というものも一定平準化していくという中で、これを統廃合したいと。その2つの方法があると思います。

先ほど奥和田議員も言われました上水と一緒にするやり方、それから今回のようなもとの事業部的なそういうまとめ方があるかというふうに思います。岬町は上下水道部という形でやっておりますけれども、我々の方は、もともと生い立ちが1つの組織であったということと、それから道路をいらうという面においては、上水と一緒にするということよりも、やはりいわゆる路面を扱っている部署と、そして地下埋設物である下水道ですね。こういうところと一緒にした方が効率的な発注もできましようし、あるいは住民対応にいたしましても一元化が図れるということで一緒にして、そして都市整備部という形にしたわけでございます。

それから、南議員が常々おっしゃっておられました企画という部分についてでございますけれども、今回市長公室の中でも一部総務へ振り分けした部分もございまして。特に総務に振り分けいたしましたのは、情報公開に合わせた、あるいはこれからの情報化時代に備えた情報管理を一元化するというので総務へ持っていったと。公室の方で

は、企画部門とそれからこれからのコミュニティづくりという自治振興ですね。これをここへ入れたということでございます。

あと、環境という問題はやはり大きな柱だということで、一応市民生活部の中に環境政策室というものを設けて、これも環境部門の一元化をできるだけ図れるような体制にするという考え方でやっております。

それから、議員が常々おっしゃっていただいております生涯学習という部門は今回上げておりませんで、教育委員会の中の組織について、教育委員会の方で今御検討をいただいているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 南君。

11番（南 良徳君） 今、市長がお答えいただきましたように、確かに評価のできるころはあるんですが、そういった意味で、もう少し全体的なことということについてわからないところがある。

特に、今言われましたように、環境政策室というのが新設されるわけですが、環境整備課というのは残ると思うんですね。課については決定ではないということでしょうけども、いわゆる政策の立案とかその辺については、その推進室で行うのかなというふうに思うんですが、今言われた例えば企画というのは、全般的な公室の中であって、市長の公約等々を踏まえながら、環境にしても福祉にしても、あるいは全般的にその市政の中での政策の立案をしていく部署ではないのかなと。

特に、財政の絡みが出てきますから、先ほど公室長から、財政は総務で人事は公室のお話がありましたが、いずれにしても、その辺のところの一貫性というのか、じゃ環境に力を入れるから環境政策室をつくるか、今度は福祉に力を入れるんで今度またそういうふうな形で何かつくるんだとかということではなしに、余り目まぐるしく毎年のように機構改革もするべきではないと思っておりますんで、できましたらこういったときに、全体的なそういう将来像もとらまえながら考えていくということが必要ではないのかなと。

そういった意味では、後で聞こうと思ってたん

ですが、例えば公室の中の現行の11ページにありますように、(4)で「市政の企画及び総合調整に関すること。」ということが今度改正では(3)に変わったと。果たして、文言はこうであっても、今市長も言われたように、調整とか企画というのは一体どういうことをするんだというのが具体に見えないんですね。環境は環境推進室に振ったと。これはこれで振っていくんだというふうな、ある意味では場当たりの感覚に見えてくるんです。

だから、企画というのは、あくまでも先ほど申し上げたような形で政策の立案、実行、その辺のところを市政全般にわたって検討したことを各部署に振っていくと。たしかそういった方向性も3月の市長の御答弁の中にもあったと思います。だから、その辺が私お聞きしているように、市長がお考えになっていることが反映されていないのではないかなというふうにも思うんですね。

今、教育委員会の関連の生涯学習についてもお答えをいただきましたが、教育委員会の方で検討中ということですが、今議会においても、やはり各議員の質疑の中で教育問題というのは物すごく多いんですね。時間がかかるかもわかりませんが、私、3月に市長部局あるいは教育委員会等も含めて質問しているわけですね。その答えが市長から御答弁をいただいたということですが、いろんなそういう問題がある中で、ただ機構改革という名のもとに名称変更すれば済むという問題ではないと思います。中身的に事務分掌等も含めてどういった検討をされているのか。そういったことも、できましたら今回この条例改正の中で教育委員会も入れていただきたく、また入れる必要があると私は思うんですね。

その辺、教育委員会からも、今検討が進んでおるのであればその進捗状況も教えていただきたいと思いますが、やはりそういうふうな状況の中で、機構改革とともに意識改革が当然そこに出てくるとは思うんですね。そういった観点も含めて、教育委員会からの御答弁もお願いいたします。

議長(嶋本五男君) 金田教育総務部長。

教育総務部長(金田峯一君) ただいま南議員の御意見をいただいた分ですが、以前にも提案、御

意見をいただいております。これにつきましては生涯学習ということで、教育委員会の中身というよりも、これは泉南市全体の中で、そういういろんな分野においてそういう生涯学習ができますことから、全体的な、そういう総合的な中身で検討せねばならないというふうに考えております。

具体には、では教育委員会はどうなるんだというふうなあたりに形としてはなってくるかと思いますが、そういうふうに総合的な全体的な中身で検討という形で考えておりますので、今現在そういう熟しておる状態じゃ当然ございませんので、今回教育委員会はそういう内容には入っておりませんが、大きなテーマとして考えさせていただいておりますので、どうかそのあたりよろしくお願い申し上げます。

議長(嶋本五男君) 南君。

11番(南 良徳君) 総合的にということであれば、特に今回機構改革するわけですから、ぜひともこの中に入れていただきたくはなすけど、それは別に何も生涯学習に限ったことではなしに、いろんな問題を提起されている中で、教育委員会としても機構改革もやはりするべきではないかなというふうに思うんです。

今言われた例えば生涯学習にしても、生涯教育的な教育委員会分野と、確かに市長部局の中で市長公室なり何なりというところで対応した方がいい、両方あると思うんですね。だから、何も教育委員会ばかりにそういった課を設置する必要は私もないと思います。だから、できるだけ早急に変えていただければ変えていただきたいというふうに思っております。

それと、もう1点、先ほども若干お聞きしたんですが、企画の中での総合調整ということなんですが、この機能というのはどういうふうになるのかなと。当然、政策的な調整ですね。これをやられるのかなと思うんですが、今、各原課においての事業がいろいろ盛んに行われておりますね。

例えば、文化ホールを初め公民館、あいびあ、あるいは民間レベルのABC委員会等々、その中の事業ですね。これの日程調整を含めて内容も検討というんですか、今そういった調整機能を持っている部署はどこなんですか。あるいはしてな



いのか。してなかったらしないで一応言うてください。

議長（嶋本五男君） 若野企画課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） ただいまの御質問ですが、いろいろと各原課さんの方でいろいろな事業をお組みになられております。実際、日程についてとか場所等については、申しわけございませんが、私どもすべて把握している状況じゃございません。

ただ、広報に一月半ほど先の事業等はお知らせする分はお知らせさせていただいておりますので、その分は一応の内容の把握というんですか、その程度でございまして、この日をこの日に変えていただきたいとかという調整は、今のところ行っておりません。

以上です。

議長（嶋本五男君） 南君。

11番（南 良徳君） 非常に重要なところが抜けているんですね。広報云々というのは、これはPRのことだけになってくると。お知らせするためには当然広報なり何なりで、これはお知らせさせていただいたらいいんですが、その前段階で特に季節的なことも含めているんな行事が重なっているように思うんですよ。

そういう調整は、まさにコンピューターの中で各原課からの計画なり、年次計画が出ておれば年次計画という中で集めて、コンピューターにほうり込んで、インプットして、それをやはり調整するという必要があると思うんですよ。

というのは、私も何回かそういった市民レベルの講座とかいろいろなところにも参加させていただきますが、非常に参加人数が少ないようなときがあるんですね。よく聞いてみると、例えばきょうはあいびあで介護の説明会があるとか、いやいや何々のイベントがあるとかという中で、1日に3カ所、4カ所そういったもろもろの講座なり何なりが開かれていると。市長も方々御出席されるようなことが多いと思うんで、そういうところは御承知だとは思いますが、せっきゃくそういった各原課に予算を組んで、市民の皆さんも喜んでいただけるようないい企画があるとすれば、その人は体1つですから、時間的に少なくとも午前、

午後という形に分かれておればまだしも、同じような時間帯にあるとか、あるいは1日がかりのイベントに参加しているからこれは行きたくても行けないとかということで、私はあるといった意味での予算のむだが出てくるんじゃないかなと。

やることはやっても、本来100人集める予定が20人であったとか30人であったとかということになれば、まさに行政効果としては半分あるいは3分の1ということになってくるんで、せっきゃく今各原課でいろいろそういったことを企画されてるわけですから、少なくとも予算編成時には平成12年であれば12年度の年次計画なり、あるいは1日限りのイベントであれば、それを集約してそこで調整すると。できるだけ市民の参加を仰いでいって行政効果を見ていくという意味で、先ほど聞いたのは、そういう企画及び総合調整に関することというのは何ですかとか、現行と改正の違いは何ですかと私が聞いたのは、そこなんです。

同じ文言ではありますけども、中身的にぜひ来年度からでも、せっきゃくこういう機構改革をするわけですから、その辺私の申し上げてるような形がとれるのかどうか、御答弁をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 若野市長公室企画広報課長。市長公室企画広報課長（若野和敏君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

確かに議員言われますように、いろいろなイベントが同日に重なる場合もございます。広報を作成しているさなかにも我々自身でもそれは感じておりまして、何とかならないかなというような気もいたしております。

ただ、各課それぞれの事業、それから啓発等になるイベントにつきましては、かなり以前からやはり準備の問題がございまして、その準備が整うまでもまたかなりの変更等が現実ございます。今、議員御指摘のように、やはりこれは将来的にはコンピューターの問題等々も駆使していかなければならないと考えております。

それと、やはりコンピューターを使う場合になれば、いわゆる市内LAN的なことがより必要になってきますので、また今後ともこういう問題はさらに今度情報の一元化ということで、またその

辺の方でも課題として残していった解決できるのではないかと判断しております。よろしくお願ひします。

議長（嶋本五男君） 南君。

11番（南 良徳君） 特に、来年30周年という節目の年でもあるんですね。イベント等もふえるのではないかなという中で、せっかくそういったことを企画していただいても、市民が右往左往するというところで困りますしね。今もう既にそういったことでは、何か30周年の記念事業等も考えられているかどうかもお聞きしたいんですけども、もう予算の編成時ということもございまして、骨格ぐらいは決まっていなくて予算の組みようもないのではないかなと。

特に、今申し上げたように、行政だけではなく市民参加のもとでそういったこともやっていかなければいけないので、今現行あるいは改正の中で30周年記念事業を担当する原課と、それと今もし決まっておるのであれば事業名、それから3点目に、市民参加型の協議会等の設置をする用意があるかどうか。この3点についてお聞きをいたします。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 30周年事業の關係の御質問でございますけれども、私も来年7月1日で30周年ということでございまして、現在、泉南市で市制30周年記念行事庁内検討委員会というのを設けまして、何をするかということの検討を行っているところでございます。

ですから、まだ具体的には事業はきちっと整理されたものではないんですけども、まず、やはり30周年という節目の年でございましてから記念式典、それは必ずやらなきゃならないということでございまして、あと集客の關係のイベントも我々としては考えておるところでございまして、これは泉南市独自ではできませんので、NHKさんをお願いをしているということでございまして。まだ何をどうするかということまでは決まっておらないんですけども、その辺を考えてるわけでございます。

それと、あと關係部長が皆入っておりますから、どの課でどういうイベントを担当した中で、どう

いう協力体制であるかということも我々としたらこの組織の中で決定していくというふうに考えております。

それと、市民参加につきましても、協力していただくというお言葉をいただいているところもございまして、今後、今年度もう一回この会議を持ちたいと。大体の方向づけはしたいというふうに考えておりますけれども、その後關係のそういう市民団体についてもお願いをしていくということと、市民団体自身も毎年事業をしているところから、そこに冠をつけていただくという形も1つの方法ではないかなというふうに考えておりますので、その辺で我々としたら事業等をきちっと決めていきたいなというふうに考えておるところでございまして。

以上です。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） 私は、ことしは議会運営委員会のメンバーでありますから、会議規則55条、56条あたりを遵守してやりたいと思います。よろしくお願ひします。

この機構改革ですね。私は税務部が創設された、このことに対しては、やはり自主財源の根幹であります市税の徴収、これに關しての強化という意味では評価をしております。そして、お尋ねしたいところは、事業部と下水道部が都市整備部というふうに動いております。この中にあって、現在事業部にある農林水産課というところが2つに分かれておると。

1つは、市民生活部に入って農林水産業の振興というふうに1つ入っております。その残りが今度は都市整備部の農林業施設に關することと、こういう分け方になっておりますね。こうすると、例えば補助金を出して特産物をつくるというふうなこと、もう補助金出さへんからでけへんというんではもうそれで終わりなんですけど、そういうこととか、今一般質問させていただきましたが、いわゆる減反政策の担当とか、こういうようなものはどこへ入るのかなと。

もう1つ、例えば圃場整備をやるとなるとどちらが担当するのか。ちょっとこの分け方でいきますと、施設と振興ということになりますと、どち

らに入るのかなど。こういう機構改革というのは、議員ももとよりですが、市民の方が来られて窓口でどこですかと聞かれると、これは答えられない。同じ農林ですよ。今の施設が、農林水産課としてそういうことをやれば農林水産課に行ってくださいと、これで事足りたんですが、この改革であると、その部分を庁舎の案内でさばけるのかどうか。

今、質問のことに答えてお聞きした3点と、そのすっきりするということについて、もう少し文言を加えるなり変えるなりということも必要じゃないかなと思うんですが。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 農林水産業の分け方がわかりにくいのではないかということの御指摘でございます。

我々考えておりますのは、今回組織機構の見直しの中で、市民生活部の方に農林水産の関係の農林水産業の振興に関することと、条例では表現させていただいております。この間から提案した中で説明をいろいろさしていただいているんですけども、今回都市整備部に残すのは、農林水産施設についての設計施工、そのみを我々としては残したいというふうに考えております。

ですから、予算面とか、農林水産に関するソフト面とか、その辺とか対外的な関係ですね。その辺はすべて市民生活部の方で対応していくという考え方でございますので、過去に、昔ですけども、産業経済課と建設課があったときに、産業経済課で予算関係とかすべてその辺を一括で編成して、農林、土木についてだけ建設課で実施したという経過が過去にもあるわけですね。

ですから、今回もそういう形で、施設整備のみについて都市整備部の方に残すという考え方で、我々としては進めたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） いや、私は具体的に3つ挙げて、この辺はどうかなという私自身の疑問のお答えからほど遠い。これは大変理解しにくい。具体的にこれとこれはどっちへ入るんだということをお聞きしたんですが、過去の例からしてこういう例があった、ああいう例があったと、その答弁

はちょっと。もう一度お願いしたい。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほどちょっとなかなかわかりにくかったということでございますけれども、原則的には現在ある農林水産課は市民生活部です。その中で、予算を取った分の中で農林水産業の施設整備ですね。ため池の改修の工事とか水路改修とか農道の整備の工事の部分についてのみ都市整備部で引き受けて仕事をするということの考え方でございますから、すべて窓口はあくまでも市民生活部の今度できる新しい課という形になるのかというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） これで時間も2時間連続ですんで、ちょっとこの辺でまとめたと思います。

例えば、それでいきますと、農業振興策としてのいわゆる特産品、もしくは休耕地を利用しているコスモス街道とか、そういうようなものは市民生活部に入って、いわゆる圃場整備とか水路改修とかというのは都市整備部に入ると、こういう理解でよろしいですか。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 私、申し上げたのは、すべて市民生活部なんですね。そのうち農林水産業の関係の予算を取った中で、建設事業費の関係ですね。その仕事についてのみ都市整備部で担当するというところでございますから、現在取り扱っております教育委員会の施設整備を事業部の建築課で担当しているような形なんですね。

ですから、あくまでも窓口は市民生活部の農林水産担当ということで、圃場整備にしても、圃場整備は市でするわけではございませんから、これは負担金の問題だけですから、すべて市民生活部の方の中で対応していくということになるかと思えます。

〔東 重弘君「最後にします」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） そうしますと、圃場整備を市民生活部で担当するとすれば、この都市整備部の残りに非常に関係の深いことがたくさんあるんですね、例えば道路の接続にしても排水にしても。そういうことからすると、農業自体が事業ですか

ら市民生活部になじむとは私は思いませんし、これは今おっしゃったように、圃場整備なんかはあくまでも市民生活部が窓口であるとすれば、当然その中の排水、取水は河川に関係してきますし、当然その中の道路は、道路、橋梁、公のものにつながんといかんということで、これはちょっと機構改革には無理があるんじゃないかなと。それでは都市整備部の方へ全部入れる方がいいんじゃないかなと、私はこのように思うんですが、もう一度お答え願えますか。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 当然、今東議員御心配のそういう事業をすれば付随の事業が出てくるのではないかという問題もありますけれども、あくまでも農林の方は市民生活部の方から都市整備部に業務委託という形ですね。教育委員会がやっておるような形ですから、その中で、もしそういう事業の中でどこか所管せないかん話が出てくれば、当然そこはそこで都市整備部と市民生活部の中の協議という形にはなるかと思えますけれども、現実としては今でも事業部と教育委員会の間で、そういう施設整備をした後、付随のものについても共有した形で取り扱ってる分もございまして、我々としたらそれはそれで処理ができるのではないかなというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） そういうことでしたら納得をいたしますが、庁舎の案内等では徹底していただきたいと。どういう配置になるのか、場所がどうなのかわからないですが、2度もあっち行きこっち行きということで、結局行くところがわからんというようなことがないように、ひとつよろしくお願いします。

以上です。

議長（嶋本五男君） 質疑の途中でありますが、4時まで休憩いたします。

午後3時30分 休憩

午後4時 2分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号に関し、質疑を続行いたします。なお、資料につきましては、ただいまつくらしてお

りますので、でき次第皆さんのお手元へ機構改革の資料を配らさせていただきます。

質疑はありませんか。———島原君。

17番（島原正嗣君） 私は、基本的には奥和田議員さんがおっしゃった考え方と大体同じですけども、問題は、これは確認しておきたいんですが、1つは、このような機構改革をして、一体、全体、トータルな職員の配置はどうなるのか。これが1点です。

もう1つは、こういう配置をしますと、それぞれの部課長、部とか課の関係で役職人事というのがどうということなのか。改革という視点から見て、減るのかふえるのか、あるいは現状維持かどうかということも1点です。

それと、もう1つは、庁内の案内板でございませうけれども、私は前々からちょっとお願いをしようと思っておったんですが、たまたま市民が2階に来て、何々課はどこですかと尋ねられる場合があるんです。来年は30周年ということでございまして、私は40周年になるんですけども、そういう意味ではもっと庁内の改革というもの、あるいはもっと親切に市民が来庁してちゃんとわかるようにしてほしいなというように思います。

今もわかるようにある一定してはいますが、市民課の受付を見ますと、受付のところには証明書を二、三書いてますが、ちょっと複雑でわかりにくい部分があるんですよ。福祉課なんかもうまっすぐ直進と、こう書いてるんです。車の運転みたいなもんですな。直進して行くところやって相談室の方に当たる部分と、それからちょっと右に出てグリル椿というんですか、食堂の方に行ってしまうというふうな、それも柱のところに御存じのようにコピーした紙をパッと張っていると、財政的に非常に苦しいからそういう配置もしてるかどうかわかりませんが、もっと市民から見てしっかりとわかるような考え方をやってほしいと。

私が申し上げたいのは、こういう改革にしろ改善にしろ、市民の目から見てどうなのかということが私は大事ではないかなというように思うんですが、そのことも含めて御答弁をいただきたい。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 島原議員さんの御質

問でございますけれども、トータルの職員数ということでございますけれども、本市の場合、現在行革中ということもございまして、一般の事務職、本庁職員については、実質的には増には至っていないという状況でございます。

そのような中で、機構改革をしてどのように職員を当てていくかということも我々としては真剣に考えていかなければならないわけでございますけれども、今回の機構改革では部の増減がプラスマイナスゼロということの中で、課につきましては一部減していくという状況でございます。ですから、その中で今回は職員配置を考えていかなければならないということもございますから、部課長の昇進昇格等については、余り大きく取り扱いはできないのではないかというふうに考えております。ですから、そういう中で、現行の役職の中での職員の配置ということになるかと思っておりますけれども、そういう形で規則等を定めた中で決めていきたいというふうに考えております。

それと、組織機構については、やはり市民の方々から見てわかりやすい組織にしなければならぬというふうに考えておりますから、既に行革の中でも組織機構ということで課等も減らしてきた経過もございますので、今回も若干減るということでございますけれども、今後、当然組織機構が決まりました段階では、皆さん方にわかりやすい形でPRはさせていただきますというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

〔島原正嗣君「まだ答えてない分ありますよ」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 庁内の配置、いわゆる市民から見てわかりやすい形ということでございますが、スペース的に現在の庁舎、物理的に絶対に手狭であるということが第一であるわけでございます。そういう中で、今回の機構再編の中で議員御指摘のように市民から見てわかりやすい配置、また案内、それに向けて心がけてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解したいと思います。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 先ほども申し上げましたように、議会に1つの条例の改正として新しい部局の改革案が出されているわけでありまして。ただ、私、問題になるのは、市民から見て、改革したいと言ったって、一般論としては、100人おるとを例えば95人にしたとか、こういう市役所としても簡素化し、あるいは合理化をして、改革をして、市民の負託にこたえるというふうなものが今回の改革の中では見えにくいのではないかな。むしろ、先ほどもいろいろ御指摘がありますように、疑問点が多いところがふえているのではないかなと。改革するには、またいろんな判断もあるでしょうけども、もっとスカッとした形の改革にならないのかどうかと。役所的な感じでいろいろまとめているんですけども、もっとやっぱり市民の立場に立った、パッと来てパッとわかるような形のものにしておかないと、どうかなというような思いがするわけですね。

それと、もう一度再確認しますけども、この改革については、従来どおり人もふえなきゃ減りもしないと、こういう形で当面やっていくと、こういうことですが、本来ですと、こういう構成要員、構成図を出す場合は、例えばここに書いてあるように、市長公室に何人——条例で一定決まっていますよ。決まっているけども、この改革に伴って例えば市長公室には何人配置するんだということも含めて、ちゃんとそういう計算の上に成り立ってこうしますよという説明がない限り、これはちょっとどうなんですかね。

この部分だけで、ただ表題だけを変えて、中身の人員——中身の人員数も職員数も一緒だということですが、もっとやっぱりここに工夫をした方が議会の方の理解もしやすいでしょうし、市民の側に説得する場合も、私はある意味で説得力があるのではないかなというように思うんです。

じゃ、現在部長さんという役職は何人おるのか。部長、次長、課長、係長、こういう人員は今どないなってるんですか、もうちょっと具体的にお答えしていただきたいと思うんです。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 島原議員さんの人の配置の御指摘でございます。先ほど私申し上げま

したのは、今回組織機構を改正していただいた中で、次に事務分掌規則の改正がございます。その中で、現在、いわゆる現有の配置をしている職員の中で、今回はやはり新しい部署もできておりますから、その辺の関係で現有の中でどこにどういう人を何人配置していくかということを決めていくという形をとりたいというふうに考えておりますので、申しわけないですが、現段階ではこの部に何人というところまでは至っておらないということで御理解を賜りたいと思います。

それと、役職の関係の人数については、ちょっとお時間をいただきたいと思います。すぐ御参りいたします。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 役職別の職員の人数でございますけれども、現在、部長が12名、部長職でございます参与が2名、次長が10名、次長級の参事が5名、課長が51名、課長級の参事が16名、課長級の主幹が11名、課長代理が30名、課長代理級の主幹が18名、係長68名、係長級の主査、これが35名、同じく係長級の主任、副主任、これは保育所関係ですけれども、11名ということになっております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） もう一遍最初からゆっくり言うてやって。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） もう一度申し上げます。

部長が12名、部長級参与が2名、次長が10名、次長級の参事が5名、課長が51名、課長級の参事が16名、課長級の主幹が11名、課長代理が30名、課長代理級の主幹が18名、係長が68名、係長級の主査が35名、係長級の主任、副主任が11名、それと係員が451名ということです。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 全体の職員数は何人ですか、これ。もう一度済みませんが、お願いします。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 全体の

職員数は、これは申しわけないですが、11年の4月1日現在でございますけれども、720名でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） この720名というのは、本庁の張りつけの職員だけですか。保育所も全部入ってですか。清掃は抜いているんですか。入ってるんですか。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） この人数につきましては、市長公室からずっと各部、清掃課等すべて含んだ数でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 1つは、横の関係なり縦の関係から判断して、ざっとこれ、計算したら720名の中で269名が役職というようなことなんですけどね。別に長い間勤務すれば、係長に昇格したり、課長に昇格したりするというのは、これは日本の歴史の流れでしょうけども、しかし、それにしても720名から200も300もというのはどうかな。今の時代にとって、もう少し合理的な形の基準というものができないだろうかというように思います。

この部長級から始まって係長まで決めていただいているんですが、例えばこの役職の割り振りというのは、選択の基準はどうなんですか。その職場に、議会のことを例えて言いますと、その中には正と副があるように、これは例えば10名以内の部の中でも、課の中でも、係長試験とか何とかやってるんですけども、その試験に合格すれば一定のその昇格権利というんですか、それを確保できたら、そこに例えば10人であろうと5人であろうと、その人に対しての係長という職を与えていくのかどうかですね。これはどんなんですか。

例えば、一定の基準値を設けて、20人なら20人ですよという形にして、その中で部長とか課長とか課長代理とかというなら、それはまた話は別ですけども、わずか5人か6人の部とかでは、係長があり、課長があり、ある意味では全部役職というようなことにもなりかねないのではないかと

なと思うんですが、そこらあたりの役職昇格の基準なり位置づけというのはどんなんですかな。また今後どうされるんですか。

例えば、今度の新しい機構の中で、今構成図ももらったんですけども、市長公室の中では例えば役職を何人にするとか、総務部では何人にするとかということまでは今のところ考えていないわけですか。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど御説明いたしましたように、まだ規則等最終決定いたしておりませんので、職員の配置というのは現有の中での配置でございますけれども、どの部に何人というところまでは至っておらないというのが現状でございます。

それと、現在本市が昇格で取り扱っておりますのは、係長に昇格する年数が来た場合、係長については試験制度を採用いたしております、その中で一定の成績以上をクリアしないと係長には昇格しないという制度を設けておりますので、それで昇格していくという形になるかと思えます。

先ほど269名という役職の御指摘でございますけれども、管理職全体では107名、係長全部を含めて269名ということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 組織構成のあり方という資料がここにあるわけですけども、例えば係は係員5名以上、課は2係以上または10名以上、部は3課以上と、こういう関係で人員を出しているんですけども、いずれにしても、議会は議論をする場ですから、ただ単に条例だけ改正されたというよりも、むしろその改正される前のこの議会での議論というもの、例えば今言ったような人員構成も含めて、行政改革でどうなるかということの比較検討というのは大事やないですか。ただ表題だけ5名にするとか10名にするとか、部を課に変えるとかというようなことよりも、やっぱり議会で一番議論をしておかなきゃならないことは、今御答弁いただいたようなことだけではちょっと……。

例えば、この施行日が来年の4月1日と、こう

書いているんですけども、その段階でまた議論をするということなのか。本来こういう御提案がなされた時点で、恐らく議会からも質問があるだろうということで御検討なさってるんじゃないかなと思うんですけども、これは全く今議論しても、このことについては、1つはできないということなのか、いやいやもう議論はしなくても、従来どおりただ表題だけというんか、機構の構成改革だけだということに終わるのか、そこら辺もう一度お答えいただきたいと思うんです。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今回お願いを申し上げておりますのは、組織機構の骨幹を成す部の組織変更についての御審議をお願いしたいということをお願いしているわけでございますけれども、まことに申しわけございませんけれども、現有の組織の中で一部変更ということでございまして、最終的な何部に何人というところまでは、先ほども御答弁さしていただきましたけども、決まっておらないということでございます。

我々としては、この組織の御承認をいただいたならば、早い段階でその辺も含めて、規則の整備も含めて行いまして、また議会の方へもお示しをさせていただかなければならないというようには考えておりますけれども、現時点での最終的な職員配置というまでは至っておらないということで、御理解を賜りたいというように思います。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） まだあとの質問者もありますから、大概大概でやめますけども、いずれにしても、今本当に行政に求められておることの一番大事なことが、この組織機構の改革ということではないかなというように思います。残念ながら、陣容については従来といっことも変わらないと。今、資料が配付されましたけれども、機構改革の組織図だけの新旧対照表であって、実際議論すべき中身については、また次に改めて検討さしてもらおうというふうにしかな聞こえないんです。

私は、何回も言ってしつこいようですけども、本来やっぱり今私が申し上げましたような、質問した内容が当然こういう改革のときには出てくるのではないかと、いろんな議論が。その中でちゃ

んと行政が答えていくということにしておかないと、市民からいえばおまえら何を議論してきたんやと。看板の書きかえだけではないかなという非難もありますよ、ある意味では。その点どうなんですか。

それと、もう1つは、庁内の案内板ですけども、これは今のままではなしに、もう少し市民の目から見て直接わかるような案内板を、プレートなり何なりをするべきではないかと思うんですが、これはいかがですか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議員御指摘の市民から見てわかりやすい案内板につきましては、その意見を尊重いたしまして、十分検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） 今、論議を聞いておまして、冒頭に提案されましたいわゆる組織を効率的に一元化する、こういうこととの兼ね合いが、提案とそれから論議の中で答弁されている中身とがもう一つ整合性がはっきりしないというふうに思っています。

例えば、一元化という問題でいえば、先ほど東議員が言われましたように、なぜ農業という——泉南市ではまだまだ重要な産業ですが、それをなぜ2つに分けるのか。農家の皆さんからそういう具体的に今の機構では弊害があると、こういうことで要望が出てきたのかどうか。島原議員も言われましたけれど、本当に住民の要望を担って住民の目線でこういう機構改革をやられたのかどうか、こういう点をひとつ聞きたい。

それから、一元化の問題にこだわるんですが、例えば環境政策室を1つ環境問題に一元化するということで設けられたということになりますと、それじゃ空港対策室はどうか。空港問題で過去ずっと我々も論議してきたわけですが、1つは、公害のない空港ということで、環境にかかわって極めてこれはポイントになる室ですよ。

それから、まちづくりの問題でも空港に関連したまちづくり、地元との共存共栄ということでまちづくりに重要なかわりがあるわけですが、そ

ういう点でいえば、病院問題を除いては、むしろ道路や南側ルートやいろいろなそのまちづくりにかかわっての部分が多い、こういうことになるわけですね。

だから、1つの統合問題ということになれば、統一問題、一元化の問題になれば、これはどちらかへ入れて、もうこれはなくしていくというような方向も、これは1つは日程に上ってくるというふうに、考え方の中に入ってくるというふうに思うんですが、そういう点はどうかというふうに思います。

それから、今これ、課までしか出てないんですが、ちょっと御答弁あったかどうかわかりませんが、その課を受けた係はどうなるのかと。例えば、先ほどもちょっとありましたけれど、商工業及び農林水産業の振興に関すること。ここは、従来は商工業及び観光に関すること。いわゆる海水浴場の問題で、これを取り扱うところはどこののか。最初は教育委員会だったんですね。いろいろ弊害があるということで、市長が委員会でお答えになって、将来貝塚みたいに海水浴場の運営は観光協会を考えていくと。しかし、その1つの前段階として、商業との関係が非常に深いということで、商工課を独立させてその所管に入れていくと、こういうことでその観光というものがどっかへ行ってしもうてると。係で当然設けられると思うんですが、こういう鳴り物入りでつくったそういう課、その所管が消えている。さすれば、やっぱり係まで明らかにしていただいて、我々にわかりやすく御説明をいただきたいと、こういうふうに思うんです。我々これを認めてしまえば、これはどうなるの、これはどうなるのということで、帰れば市民の皆さんに説明していかないかんわけですね。そういう点でひとつお聞かせをいただきたい。

それから、とりあえず試行、試行というのが割合お好きなようなんですが、これは試行的なものなのかどうか。いわゆる暫定的なものなのかどうかですね。それともしばらくはこれで固定してやっていくと。弊害が起これば、おのずとこれを見直していくということなのかどうかですね。その辺もお聞かせをいただきたいと、こういうふう



に思います。

それから、もう1つは、私、不勉強でまだ中身は十分勉強しておらないんですが、各市では12月議会でそろそろ条例化が提案されてきているというように思うんですが、例の地方分権一括法ですね。これとの兼ね合いで新しい課の創設とか、あるいは統合とか、こういうものが要らないのかどうか。そういう点、本当に不勉強で幼稚な質問になるかも知れませんが、それとの兼ね合いでもお示しをいただきたいなと、こういうふうに思います。

それから、もう1つ、こういう機構改革をするについて、先ほどの2つ目の質問とかなり重複するとは思いますが、住民からの声ですね。議会からの声は、先ほど南議員がずっと一貫して要望されておったと。そういうふうにはなっていないように思いますが、そういう声もありました。それは一定くみ届けていただいて、変えたというふうに理解はしたいというふうには思うんですが、要は6万4,000市民の皆さんの要望がどの程度今回の機構改革の中に反映されているのか、どのような要望があったのか、それを受けてどういうふうにしたのか、その辺ももう一度、重複しますが、お伺いをしたいと、こういうふうに思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 地方分権にかかわります件でございますが、一括法案自体がたしか457本というような膨大な数でございますが、それに基づきます各省庁の規則改正等が従前よりもかなり大幅におくれているという状況の中で、それに関係しまして、自治体自体の条例改正等自体がかなり大幅におくれると。当初12月ということでもございましたけども、大体3月になると、ずれ込むという中でございますので、それに基づきますいわゆる組織的なもののあり方については、今のところはっきりしたものはないということでございます。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 多くにわたっておりますので、もし漏れておりましたら御指摘をいた

だきたいと思っておりますけれども、今回事業部と下水道部なんかを一元化するというのは、やはり先ほどもお答えしておりますように、下水道部については事業が一元化してきたということの中で、一元化して……（和気 豊君「下水道と税務のやつはええわ。もうええわ」と呼ぶ）……進めたいというふうに考えております。

それと、あと今回農林水産が市民生活部の方に変わると、産業振興課ということで変わる点でございますけれども、農業についても、やはり自然環境に欠かせない問題だということの中で、今回農業の持つ機能等も含めた中で、環境と離せないのではないかという考え方でございます。

それと、今回商工と新たに一緒になるということでございますけれども、特に農業の生産につきましても、生産物の安定供給とか、新たな資源として、または農業についても新たな産業としての枠組みの中で一括的に取り扱うのがいいんじゃないかという考え方で、産業振興課という形で一緒にしたということでございます。

それと、産業と付随する公害問題、環境問題についても、相互に密接な関係があるということの中で、市民生活部の方で一体的に連携を強化した中で取り扱おうという考え方でございます。

それと、特に従来から1課1係については、将来的には縮小なり合併という考え方のもとでございますが、先ほど和気議員から商工の関係の御指摘があったわけでございますけれども、現実には、商工課は今4名の人員で仕事をしております。行事等が重なりますと、現実には空っぽになってしまうということも多々あるわけですね。

特に、商工課というのはお客さんが非常に多いということの中で、やはりだれかが面倒見なければならぬという問題もございまして、もう少し組織的に大きい方が対応できるんじゃないかと。市民サービスの面からしても対応できるんじゃないかという問題もございまして、今回もう一度そういう形で、産業振興課に併合した中で商工も推進していくという考え方でございます。

それと、空港対策室の問題も御指摘あったわけでございますけれども、泉佐野は空港対策室はもうなくしたというふうに情報としては入っており

ますけども、現実的には担当者はまだその担当者として残って仕事をしているというふう聞いております。本市の場合、これからもまだ2期工事も着手したばかりでございますし、いろんな問題、まだ空港にかかわる問題があるということの中で、もう少しその中で空港の推進とか課題について解決をしていこうということで、あとしばらくこの形で推進をしていきたいというふう考えております。

それと、係を明らかにしたらどうやという御指摘でございますけれども、今回先ほどから御答弁さしていただいておりますように、最終的にはまだ係、課の詰めまでは至っておらないところ、至っておるところ等がございます。そのような中で、我々今考えております——これは最終的にまだ決裁等はとっておらないんですけども、考えております形といたしましては、まず市長公室では……（和気 豊君「ちょっと新しく読み上げるようなことの中身やったら、ゆっくり言うてください」と呼ぶ）市長公室では企画広報課というのを企画課に変えるということで考えております。

その中にありました広報の部門、これは総務部の方で情報管理課という課を設けますので、そちらに行くということでございますけれども、企画については、今回企画係と自治振興係ということで対応したいというふう考えておるところでございます。今後いろんな自治の関係で市民の活動もふえてまいりますので、我々としてはその辺の推進もしたいということで考えておるところでございます。

それと、総務部では情報管理課を設けますので、その中で2ないし3係を最終的に決めた中で我々としては運営したいというふう考えておるところでございます。

税部門につきましては、今回新たに税務部を組織するわけでございますけれども、最初は現行の2課で発足というふう考えておるところでございます。

市民生活部は環境政策室をつくりますので、その中に環境整備課、それと産業振興課ですね。その辺を含めた中で対応したいと。環境整備課、清掃課、市民課、産業振興課という4課の中での編

成ということで考えておるところでございます。

それとあと、都市整備部の関係は、もとの事業部につきましては現在4課あるわけでございますけれども、そのうち農林水産課が市民生活部の方に変りますから3課になりまして、あと下水道部の2課が合併して都市整備部ということで、事業部の中では5課という形の編成になるかというふう考えておりますけれども、ここにつきましては、係については大きくは変わらない状況でございますけれども、一部現在調整中の課もございまして、それはまた明らかになった段階で御報告はさしていただきたいというふう考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 細野さんね、質問をよく聞いてくださいよ。470からの法案の関係がどの分がどうなるかわかりませんが、かなりの部分がやっぱり市町村の関係でおいてくるわけでしょう。関係するわけでしょう。それを条例化していかなあかんと。当然、条例化すれば具体的に地方自治体の単独事務として進めていかなあかんわけでしょう。

そしたら、それを進めるための体制というのが当然ひっきょう必要になってくると、こういうように思うんですが、そういうことでの見直しね。せっかく見直しを提案されて今回条例が通っても、今度の3月にそういう法案が条例化した場合に、また変えなあかんという、朝令暮改にならないのかどうかということを私はおもんばかり聞いていたわけですね。ちゃんと一回で聞き届けていただきたい。お願いします。よろしく。

それから、都市整備部の関係ですね、中谷公室長。例えば、用地課という課がありましたね、従来。これが消えているわけですよ。事業部の中に用地課というのがあったはずですけど、なかったんですか。（「なくなった」と呼ぶ者あり）なくなった。ちょっとわかれへんので、済みません。

それで、その用地なんかは、今後新しくなれば係としてどこへくっつけるのかと、こういうようなことで、係をできれば——これ我々が認めたら市民から聞かれるわけですよ。こういう問題はど

この窓口へ行ったらいいんやと。これはちょっとわかりませんと、聞いてから返事しますわと。土曜日に聞かれて月曜日まで返事ようせんなんていう話は、実際おかしな話ですよ、議員としてね。

だから、そういうことについて、やはりこういう提案をする場合には、まさに市民の目線ですよ、やる場合には、市民がすぐ飛び込めるように体制をつくらなあかんですよ。係もつからないかんですよ。そういうことを同時提案でしていただけないのかということ言うてるわけですね。

環境政策室を設けるといことになれば、空港対策室なのか、環境問題とそれからまちづくりの問題と2つの足に分かれると思うんですが、軸足になると思うんですが、そういうことでどちらかに移そうか、あるいは空港対策室そのものの仕事の中身がそうですからね。

そら対国や府との折衝、関空との折衝という部分は大きいでしょうけど、持ち込む中身は、いろいろ庁内で検討する場合は、泉南市のためにとって、市民のためにとってどういうまちづくりを要求していくのかと。それを練り上げる、そういう部門でしょう。事業部の中で、事業部全体で総括してその課題に対応して持ち込んでいくと。環境問題でも、どっちかにウエートとしても、空港という名前をつけて空港環境政策室とか、こういうことでそれこそ一元化していく方が合理的なんではないかと。

それから、農業問題でちょっと重複するかな思って遠慮しておったんですが、ちょっと言いながらわからなくなってきたんですが、例えば圃場整備とか水路の改修とか農道の改修とか、こういうものは極めて都市整備部の所管に入る……これ都市整備部の中のどこを見たらええのか。課ではどこを見たらええのか。これはわかれへん。どこを見たらいいのか。道路公園課、建築課、都市計画課、この中のどれに入る。我々でさえわからへんわけですね。市民の皆さんは、わかりにくいなというふうに思うんです。

農林水産課に行ったらいい回しで、いやいやそれはうちと違いますと。いわゆる経営に直結する身近な圃場整備とか水路改修とか、あるいは農道の新設、改修とか、こういう問題はどうすればい

いのか。今までは一本でいけたわけですよ。今回はたらい回しになる。ほんまにここでそういう事業関係の対応もきっちりとできるんですね、市民生活部で。大きな事業を言うてるんじゃないですよ。経営に直結する身近な、まさに農業振興にかかわるような事業をどうするのか。東議員が聞かれておりましたけども、私非常にわかりが鈍いので、再度お聞かせをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） えらい申しわけございません。地方分権にかかわりまして、各地方自治体への権限移譲の関係で幾つかあるわけでございますが、例えば大きなところでは、旧来言われてございます赤線、青線、里水路ですね。これの委譲とかということがございます。これは今のところ具体的日程的には、来年とかという形には入ってございませんので、当分の間まだ余裕があると、そういうように思っております。

そういう中で、一部保健所の機能と申しますか、犬の登録等一部実施される部分があるわけでございますが、この部分等につきましては、新たな課、係の新設という形の対応の範囲、事務ではないと思っております。先ほどから公室長が答弁してございますように、各課、係の事務分掌の中で対応するというんですか、公室との各係の事務分掌の精査の中で対応してまいりたいと思っております。

〔和気 豊君「だから係を出しなさい言うんです」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど和気議員が言われました用地課の関係でございますけども、平成10年の7月1日の組織改革によりまして土地対策課がなくなっております。そのときの考え方といたしましては、従来から用地買収事業が多かったんですけども、縮減してきたということの中でなくなっております。その後についての用地買収等は、事業担当課の方で行うということで対応いたしておるところでございます。

それと、農業の関係でございますけれども、市民生活部で全部できるのかという問題でございますけれども、私、東議員のときも御答弁さしてい

ただきましたように、都市整備部に行くのは、すべての窓口は市民生活部の新しい課の方でやっていただくわけでございますけども、今回都市整備部の道路公園課、そこでハード面の農林関係の工事の設計施工のみを担当するというところでございまして、あとの問題についての農業関係、農業施策につきましては、すべて予算も一括して市民生活部で対応するというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） もうそれだけですか。僕3つ聞いたんですが、具体は、答弁終わった、言う必要ないと、こういうことですか。2回同じこと聞くと、こういう意味でしょうか。そういう対応やったら、またそういう対応でやらしてもらいますけど。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 和気議員の方から、空対室の中身は国・府の折衝等じゃないかということでございますけども、私、先ほども御答弁させていただきましたように、空対室につきましては、当然対外的なその辺の問題とか、空港にかかわることについて、まだまだ泉南市としては事業があるということで、あとしばらくはこの組織の中で我々としては進みたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 議長の顔を見てると、できるだけ早く終わりたいというように思いますが、要は対外的な折衝も中身を十分政策的に練り上げて、これやったらやらすことができると、これやったら財源の裏づけも十分持てる、環境問題も大丈夫だ、こういうことを庁内で意思統一をして、そして持ち込んでいくと。そういうことが日常茶飯事で論議できる場所、1つだけちょっと2階へ上げられてはしごを取られるというようなことではなくて、常時地についた活動が市民の立場でできるような、そういう体制の中に包括すると、こういうことがあるべき姿ではないだろうかというふうに思うんです。

それから、農業問題では、先ほど言いましたように、私、具体的に聞いてるんですが、東さんも具体的に聞かれました。そういう技術者がそこに

ちゃんと配置されて、そういう具体的な技術的な問題も含めた経営に直結するような圃場整備等の問題については、すぐにそこで対応できるんですね。事務的にそれを扱って、もうわからへんから技術はいわゆる建築の方へ上げるんやと、こういうことにはならない、そういう体制もおつくりいただけるのかどうかですね。

そういうことで、私は先ほどから係を明らかにしてほしいと。係を明らかにしていただければ、こういう不安とか疑問は出てこないわけですよ。なるほどこの課の中にあるこの係で対応できるんだな。課の中にはなかなか出てこないから、それで私は係の問題はどうなっているんだと。課を設けるんやったら、係まで設けて提案してくださいよ。それが市民の目線じゃないですか。できていないんですか。中途半端なんですか。

議長（嶋本五男君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 空港の問題でございますけれども、先ほど言いましたように、当然いるんな形で対外的に折衝しなきゃならないという問題がございます。そして、大きな事業等が決まってきた中では、庁内組織として、当然環境部門とか都市整備部門の技術的なアドバイスも受けた中で方針は決定していかなければならない。当然、空港対策室というのは事務的な職員しかおりませんから、その辺はそういう形で我々としては対応してまいるつもりでございます。

それと、農業関係でございますけれども、技術者を分けてしまっただけで対応できないんじゃないかという御心配でございますけれども、当然今やっている仕事を交代するということは許されないことだというように私は考えておりますので、やはりその係の中には技術的に精通した人も配置すべきだというふうに考えております。ですから、今後の人的配置の形の中では、我々としたらその辺も反映できるような形には協議した中で決めていきたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと食い違っているところがよくわかりました。おたくらはこの課の

中に大体こういう係が設置されるだろうなという頭がありますから、割合スムーズに答弁できるわけですが、我々はこの課の中にどういう係が入るのかなということがなかなかわからないわけですよ。

だから、先ほどからここまで出すんだっとなぜ係を出していただけないのかということについて何回も聞いているわけですが、係についてはまだよく精査されていないと、そういうことで、これからの課題として取り扱うんで、今は言えないということなんでしょうか。しかし、施行は4月1日からですから、それまでに十分間に合うから、その間に練り上げたものを議会には提出したいと、こういうことなのかどうか、その辺一言言うてくれればね。その辺を聞いているわけですよ。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 歯切れの悪い御答弁で申しわけないと思っておりますけれども、先ほど和気議員が言われましたように、係もある程度の形まではできておりますけれども、ただその中の事務分掌ですね。その最終の詰めまでは至っておりませんので、ここにお出しして、公の場にお出しするというところまではまだ至っておりませんというふうに我々判断いたしております。ですから、この条例が認められますと、早急にその辺の整理をした中で、きちっと議会の皆さん方にもお示しをして進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 和気議員に申し上げます。回数もふえておりますので、まとめてください。和気君。

13番（和気 豊君） 済みません、議長。

普通、条例改正の場合には、それに伴う規則的なもの、あるいは規則で足りない場合に要綱で補完するという場合には、要綱等もそれにつけ足して出てくるわけですよ。それで我々議員はそれを論議して、市民の皆さんにわかりやすくそういうものを勉強しながらお伝えして、市民の皆さんがまごうことのないようにしていくわけです。

いわゆる条例改正ですから、そこまでやらなくてもいいと言われればそれまでなんですが、従来

の行政、議会のルールでは、そこまでやってきているわけですよ。規則や要綱までお出しをいただいて、我々には十分な役割を發揮できるようにさせていただいているわけです。だから、いつまでにそういうものは精査してお出しいただけるんですか。早うからこういうものは——泥縄でやっぴんと違うでしょう。早うからこういうものは練り上げてきたわけでしょう。何で係ができてない。いつまでに出すんや、これだけ1点お聞かせをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 和気議員の御指摘、もっともだと思いますけれども、まだ係、事務分掌のきちとした形まで精査できていないということでございますから、条例が認められますとその後作業いたしまして、1カ月ぐらいでそれは仕上げてしまいたいなというふうに考えております。ですから、1月中にはきちとしたものをつくるという考え方でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかにございませんか。——小山君。

2番（小山広明君） いろんな詳しい議論がされておりますし、日ごろは皆さんに大変御迷惑をかけている立場でもございますから、協力をして基本的なことだけを聞いておきたいと思うんですが、これは議論をずっと聞いておりますと、本格的な、財政問題だけではないですけども、これからの行政をどうするか、地方分権という形でかなりの権限が地方に移行される中で考えた組織の改革というふうにはとても聞こえないんです。

当面、新しい介護保険が入ってきましたし、それから情報公開条例が新たに来たということで、それをどこに割り振るかという、そういうことが中心ではないかなとなると、やっぱり議論のやり方が大分変わってくると思うので、その辺の基本的な今回提案されたものの位置づけですね。それをちょっと市長にお答えいただきたいのと、やはり本格的に組織をどうするかということは、しないといけないのは、これはもう待たないですから、そういうことについてどう考えておられるのかというのを同時に示してこの議論をしないと、何か

ここに出されたのが、一元化とか、いろいろ根本的な改革を施行したということで出したという説明がなされるんですけども、中身はそうではないので、ぜひその辺をちょっとお聞かせいただきたい。

それから、こういう庁舎にはいろいろ検討組織というのが制度的にあって、庁議とか総合調整会議とか、国会でいえば我々ニュースでよく見ますけども、閣議決定ですね。そういうものは、今も見てみますとちゃんとあるわけですね。それはどういう議論がされて、どのような決定がされたかというのは、当然文書化もして残っているはずですし、情報公開条例が出てくれば、当然請求すればそういうものが出てくると思うので、そういうような庁内的な手続をきちっと議論した上で出されたのかどうかという出し方の問題についても、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

それから、私は前回の議会のときでも言ったと思うんですが、堺市を例にとれば、助役も2人ですから、泉南市の場合には、もう市長さんがおれば助役は要らないのではないかな。部長がおればそれでやれるという、それぐらい大胆に考えた方がいいし、いろいろ性格上、部を変えろというよりも、1つにして、異質な業務が同じ部の中にある方がむしろこれからはいいのではないかということも、やはり堺市は堺市でやり方があるでしょうけども、泉南市のように、大阪市を例にとれば区よりもまだ小さいわけですから、区長がおればそれでいいわけですので、そういうようにやはり責任を分散化して、1つ物をつくるのは総合的につくるわけですから、もう少し2つぐらいの部にするとか、そういう大胆なことをやらないと、根本的な今の状況には対応できないと思うんですね。どんどんニーズはふえるし、税収もそんなに伸びないし、かといって役所の対応については、なかなか縮小はしにくい問題があると思います。

職員の問題でも、新規補充、退職補充しないということはアンバランスになってきますし、これは組織の活力が失われてきますね。実質的な首切りをやっていっとるわけですから、そういう点では大胆に、私も労働基準法をちょっと読んでみるんですが、法律上は解雇できないということは

ないですね、これ、法律上は。

そういうことも含めて、やはり実質的に隠れたとこでの首切りをやられるのであれば、ちゃんと制度にのっとって解雇もできるということも視野に入れてやらないと、どんどん新しい人を入れないと、どんどん年齢的なアンバランスになってきて、組織は物すごくいびつになってくるし、活性化が失われるということですから、もう少しそういう労働基準法をもう一遍原点から読んで、それは経営する側が解雇できなかつたら責任持って経営できないわけですから、そのかわり解雇された方が、人生としてはちゃんと勤労の義務はあるわけですから、働くような環境もベストにつくっていくと。

こうことをやらないと、一遍入ったら定年までやめられないという制度は、いろんな意味でやっぱり活性化できないわけですから、どんどん職業も交流をして、民間のそういういいところも役所に入り、役所のいいところも民間に入るという、こういう活性化も含めて組織を考えないといけないうし、こんなことは日本の地方自治体で余り大胆にやっておるところはないと思いますけども、だからといって泉南市がやらないという手はないわけで、向井市長は、行政の中はだれよりも詳しい経験を持っておるわけですから、むしろ向井さんの方が大胆な行政改革ができる。外から入ってきて大胆にやるということもできますけども、これはなかなか中の協力ができないわけですから、そういう点ではやはりモデルになるような行政改革を施行して、どんとこう出ていくんじゃないし、やっぱり議会なり市民ともいろいろ議論して、民間人も入った中での諮問をして、その答申を受けて我々はそれを政策化したり条例化していくと、こういう方法を私はやる方がいいと思うんで、意見も含めて私言いましたので、市長にこの辺の今回の提案の位置づけと、今後どうしていくかというようなことのお考えを聞きたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど申し上げましたように、今回まず1つの柱としては、税の部門を、今まで総務部の中にはありましたけども、実質部扱

いになっておったわけですね。参与、いわゆる部長級を置いて2つの課という形になっておったんですが、今のこういう時代の中、特に今泉南市の置かれている税収、徴収率が非常に低いということも踏まえて、やはりきちっと責任を持ってやれる体制をつくるというのが1つの柱でございます。

それから、お話しありました情報公開が来年4月から施行されるわけなんですけれども、これに対応する組織というのは当然要するというふうに考えておまして、現在総務部の中に電算室というのがありますが、そういう電算室的な古い考えではなしに、やはりこれからの情報化時代に対応できる情報管理という形で、もちろん名称も変えて、そして内容も充実して、そこでいろんな情報の管理を行いますとともに、情報公開の方もそこで担当させるということにしたわけでございます。

それから、下水道部の取り扱いについては、先ほども言いましたように、下水道が平準化していくという中では、他市町も合併、統合してきております。それは2つの方法がありまして、上水と下水と一緒にするという方法も1つでございます。もう1つは、都市整備ということで下水道とそういう事業系をまとめるというやり方であると思います。各市もそれぞれまちまちでございます。私どもは先ほども言いましたように、都市整備という形で事業系、もともとエンジニアにかかわる話でございますから、そちらの方でまとめる方がいいんじゃないかということで都市整備部というふうにしたわけでございます。

ですから、部の方は実質1減——表には出ていませんけれども、実質の部扱いの部分は1つ減にするという考えでございます。したがって、先ほどありました部長級も1減になるというふうに考えております。

それから、いろいろ御指摘のあります産業系については、これも切り口の問題でして、現在農林水産という形と商工に分かれておりますけれども、農林水産というのは一次産業であるわけですから、もちろん商工も産業という形でございますから、産業という1つのとらまえ方でまとめるという形にいたしております。

そこで、いろいろ疑問点がありましたハード面、

これは農林水産の企画立案、あるいは圃場整備も含めての企画立案、予算確保等は当然産業振興でやるわけでございますが、実際の設計とか施工管理という部分については、今教育委員会の学校施設事業部に委託しておりますが、そういう形の関係になると。したがって、窓口はあくまでも産業振興課ですべて統括できるという考え方でございます。

それから、もう1つ、環境の方ですが、これも空対にも環境があるじゃないかという話でございますが、現在は自然環境保全というのは農林事業部にあるわけですね。一方の公害等の環境という部門は市民生活部にあると。これも今ばらけているわけなんですけど、これを1つのやはり一括的に総合的な対策がとれるようにということで市民生活部にまとめると、こういうことにしたわけでありませう。

ですから、確かにちょっと変えるわけですから、非常にわかりにくい部分もあるかもわかりませんが、よく見ていただきますと非常にわかりやすく整理をしているつもりでございます。ですから、そういう観点からぜひお願いしたいと。ですから、スリムになるのか、肥えるのかという話も以前の質問者でありましたけども、実質の部が1減するというものでありまして、当然スリム化を目指しておるということでございます。

それと、細かい部分は規則に属する部分でございますので、これからまだ詰めなきやいけな部分がありますので、すべてお知らせするということまで至ってない点は、非常に申しわけないというふうに思っておりますが、この条例の改正によって骨格が固まるわけでありませうから、早急にそのあたりの詰めを鋭意していきたいと考えております。

それから、助役の問題も出ましたけども、これはちょっとまた別の問題だというふうに思っておりますので、これはこれでまたいろいろ御意見もお聞かせいただきたいというふうに思っておりますので、ここでの答弁は、ちょっと差し控えさせていただきますというふうに思っております。

〔北出寧啓君「議長、議事進行」と呼ぶ〕  
議長（嶋本五男君） 北出君。

25番(北出寧啓君) 行政の出し方に対して、議員全体が疑問を持っている形で繰り返し議論されております。時間もこのように経過しておりますので、一たん休憩を打っていただいて、再度議論を継続さしていただければかかと思ひます。

議長(嶋本五男君) 暫時休憩いたします。

午後5時 8分 休憩

午後5時30分 流会

#### 署名議員

大阪府泉南市議会議長 嶋本五男

大阪府泉南市議会議員 南良徳

大阪府泉南市議会議員 真砂満